



Title	アメリカに於ける法人税の発達（二）－＜法人-株主＞課税を中心に－
Author(s)	島山, 武道; HATAKEYAMA, Takemichi
Citation	北大法学論集, 26(2), 45-105
Issue Date	1975-11-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16192">https://hdl.handle.net/2115/16192</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(2)_p45-105.pdf



# アメリカに於ける法人税の発達 (二)

——法人—株主—課税を中心に——

畠 山 武 道

## 目 次

序論 対象とする問題の提示

第一章 初期及び二〇年代の税制

(以上、二四卷二号)

第二章 ニューデイル期の税制

第一節 ニューデイル税制の成立過程

第一款 法人及び個人に対する課税

第二款 受取配当に対する課税の強化

第三款 留保利潤に対する課税

第四款 持株会社に対する課税

(以上、本号)

第二節 未分配利潤税の成立と崩壊

第三節 ニューデイル税制の消長

第四節 ニューデイル税制の「客観的」評価

の試み

第三章 戦後の税制

## 第二章 ニューディール期の税制

## 序説

一 「神の恩寵によってわれわれは間もなく、わが国から貧困の消滅する時の目撃者となるであらう」と宣言したフーバーが、大統領に就任したのは一九二八年一月六日であったが、翌一九二九年一月二三日、ウォール街に発生した大恐慌は、それが全くの白昼夢にすぎなかったことを、全アメリカ国民に知らしめた。それでもフーバーは、従前に比すれば画期的とみられるいくつかの不況克服策を試みたが、他方で個人の努力や責任感、機会均等などの「アメリカ的個人主義」に執着する彼のとりうる施策に限界があることは、明らかであった。国民は、全く新しい型の、強力な指導者の出現を望んでいたのである。

また、二〇年代に無計画で放漫な拡張政策をとり続けてきた経営者や実業家への人々の信頼もくずれ、むしろ、次々と明らかにされる富裕者の不正に対する敵愾心が高まってきたのである。この様な状況の中で、二〇年代には沈黙を余儀なくされた進歩派や改革派は、再び発言の機会を得た。かくして二〇年代に財政政策の根本原則であった均衡予算、支出削減、連邦公債の減少の諸原則は大幅に修正され、租税政策にも根本的に異なった意義付けが与えられることになるのである。

さて、この議会における反乱派の動きは、早くも三二年法の審議過程より活発化しはじめた。即ち、一九三二年一月、財務長官メロンは、復興支出の増大と不況による歳入大幅減少により生じた赤字を補填するために、個人所得税率引き上げ、免税点切り下げ、遺産税増税、各種の売上税の新設、郵便料金の引き上げなどよりなる増税案を議会に提案した。しかし、このうち売上税の増設に対して、ラ・ガーディアに率いられる共和党急進派、民主進歩派の下院議員は、猛反対運動を開始し、逆に、高額所得に対する所得税率の引き上げ、相税率引き上げ、贈与税復活等を主張した。そのため、下院本会議の審議は甚だ紛糾したが、結局、売上税は否決され、急進派の主張を大部分分れた法案が可決された。メロンの後を受け継いだ財務長官ミルズは、この下院法案におおいに不満で、保守的な上院財政委員会を促し、石油、石炭、木材、銅、ゴムに対する関税賦課、各種の物品税新設、郵便料金引き上げなどを財政委員会案にもりこませた。この財政委員会案は、大部分が上院本会議で可決されたが、ヒュー・ロング、カズンズ、コナリー等が高額所得者に対する戦時高率税の復活を、ウォルシュ議員が売上税の導入を主張したために、またしても論争が激化した。しかし、フーバー大統領が、緊急の支出に備えるべく法案の早期可決を要請したため、上院は論議を打ち切り、結局、両院協議会において下院案と上院案の妥協が図られて、三二年歳入法は成立したのである。

この三二年法は、均衡予算を維持するための緊急増税法であったため、戦時にみられた多くの物品税が復活されているが、他方で、個人所得税の最高税率は六三%にまで引き上げられ、遺産税の強化、贈与税の再導入が図られるなど、富裕者に対する課税も強化されている。それにしても、議会をふきまくった急進派の「富者を侵せ」(soak-the-rich)の風潮は強力なものであり、早くもここに、三〇年代を通して続けられる保守派と進歩派の抗争の縮図が示されているといえるのである。

- (1) Paul, *Taxation in the United States*, p. 143; アーサー・M・シュレジンガー『ローズヴェルトの時代』(1)旧体制の危機「六九—七〇頁、一九六二年、論争社」、神野璋一郎・宇治田富造『アメリカ資本主義の生成と発展』(二)二八頁、一九四九年、青木書店)等を参照。
- (2) シュレジンガー・前掲書、第一巻、一七九—一八二、一八七—一九三頁、新川健三郎『大恐慌とニューディール』(二)九—三四、五五—六〇頁、一九七三年、平凡社)、ホフスタッター・田口他訳『アメリカの政治的伝統』一六一—二〇三頁、等を参照。
- (3) フーバーの不況克服策については多くの文献が存在するが、たとえ、向山敏『アメリカ経済の発展構造』(三七—五三頁、一九六六年、未来社)、Ratner, *Taxation and Democracy in America*, pp. 443—445; シュレジンガー・前掲書、第一巻、一四一—一三六頁、都留重人『米国の政治と経済政策』(六一—六七頁、一九四四年、有斐閣)、神野・宇治田・前掲書、二二八—二三一頁、等を参照。
- (4) Guthmann-Dougall, *Corporate Financial Policy*, 3rd ed., p. 536. 特に、ニコラを中心とする上院委員会の活動は人々の富裕者に対する不信を増幅させた(シュレジンガー・前掲書、第一巻、三六二、三八〇頁、ルクテンバーグ・陸井三郎訳『ローズヴェルト』(二)二六一—二八頁、一九六八年、紀伊国屋書店)。
- (5) Kimmel, *Federal Budget and Fiscal Policy*, p. 93.
- (6) 野津高次郎『米国税制発達史』一九七—二二五頁、Paul, *op. cit.*, pp. 149—150; Ratner, *op. cit.*, pp. 445—446.
- (7) 野津・前掲書、二〇四—二二四頁、Paul, *op. cit.*, pp. 152—156; Ratner, *op. cit.*, pp. 445—446. 特に、急進派のリーダーであったラ・ガーディアは、租税を単なる歳入調達手段としてよりは、むしろ社会政策と富の集積排除の社会的手段としてとらえていた(野津・前掲書、二〇七頁、Paul, *op. cit.*, p. 152.)。
- (8) 共和党の伝統的租税観を典型的に示して、ミルズは次のようにいう。即ち、富裕者や企業に対する厳しい課税は「実業家が逡巡し、工業が沈滞している今日、商工業に通常の資本が還流することを阻止」し、「もし我々が、信用収縮、工業停滞、価格下落

更に購買力の喪失の悪循環を断ち切りたいと望むならば、かえつて景気の回復を妨げるものである。人々に仕事を与えるために、資本は作動しなければならぬ。また、「所得税あるいは遺産税機構を通して、課税権限を富を再分配するために使用する」との賢明さは、疑問である」が、それは「資本価値の破壊、個人企業の破壊を誘導し、更に、建設的事業をして資本を企業に投資することを控えさせ、直に現金に替えうる形にて保持せしむる結果をもたらす」からである(野津・前掲書、二三五、二四一頁、Paul, *op. cit.*, pp. 157—158.)

(6) 参照：野津・前掲書、一九五—二七五頁、Paul, *op. cit.*, pp. 159—162; Ratner, *op. cit.*, p. 441.

二 一九三三年三月、ローズヴェルトが二年ぶりの民主党大統領に就任し、ニューディールは開始された<sup>(1)</sup>。彼は直ちに特別議會を招集し、選挙戦以来彼の身辺に参謀として活動してきたいわゆるブレン・トラストの立案する諸政策を急速に立法化していった。ニューディールの百日間」がこれである。大統領に就任したローズヴェルトがまず最初にとつた財政上の措置は、「節約法」によって放漫な政府の支出を削減し、均衡予算の回復を図ることであった<sup>(2)</sup>。しかし、大量の失業者は火急の救済を必要としており、彼は、やむをえず、大規模な失業救済策及び農業政策に乗り出すのである。これらの大規模支出を賄うためには、当然に多くの歳入源を必要とした。予算局長でもあり、もともと大規模支出に反対であつたルイス・ダグラスは、公共事業財源として一般売上税導入、所得税及び法人配当に対する課税強化などを主張したが、おりから、モルガンが三二年度中に全く所得税を支払わなかつたことが暴露され、人々の憤りが高まっていたために、売上税提案は連邦議會で無視され、全国産業復興法二四—八条中に、法人配当税、法人資本税、ガソリン税率の引き上げ、純損失の繰越し控除規定の廃止等が、個別に盛りこまれたにとどまつた<sup>(3)</sup>。また農業調整法九条C項は、現行の平均農産物価格と農務長官が決定するその商品の公正交換価額との差額を加工税として徴収する権限を農務長官に与えていたが、これは、その内容において、生産統制適用商品の第一次加工に課せられる一種の売上税であつた。更に同年の一二月に連邦憲法修正二二条が発効したため、三四年一月にアルコール税法が制定せられ、財源が増加することとなつた<sup>(4)</sup>。

このように三三年中には、大規模な税制改革は行なわれなかつたが、酒税も含め、各種の日用品、農作物への課税は、特に都市の消費者に、重い負担をもたらすこととなり、税制全体の累進構造を歪めたのである<sup>(5)</sup>。

さて、大規模な救済策実施の結果、歳出は著しく増大し、連邦財政の赤字も巨額に達した。そして、このことは、保守的な議員、学者はもとより、健全財政を信奉する進歩派議員及び広く人々に危惧をいだかすのに十分であつた。そこでローズヴェルトは三四年の年頭教書で、大規模支出を弁護する一方、赤字財政解消の重要性を強調してみせた<sup>(6)</sup>。他方、同じ頃、モルガン、ミッチェル等の大富豪の

莫大な所得税通脱が暴露され、人々の憤激をかっていたので、財務省と下院歳入小委員会は三三年六月に「脱税の防止、税制の簡易化及び新財源の発見」の研究に着手し、「増収を主として現行所得税法の実施上、発見した重大な『抜け穴』を封じこめること」<sup>(17)</sup>によって実現することを計画したが、同年の一月四日、四二頁よりなる報告書を歳入委員会に提出した。その内容は、個人付加所得税率の引き上げと免税点の引き下げ、減価償却控除の制限、キャピタル・ロス認容の厳格化、人的持株会社に対する課税、パートナーシップの財産交換、組織変更に係わる損失控除の制限、外国税額控除の廃止などである。

下院歳入委員会は、小委員会案に対する財務省の種々の反対を考慮して、両者の意見を折衷した法案を作成し、下院本会議に提出したが、下院本会議も、これをそのままに可決し、上院に送付した。上院財政委員会も多くの点に修正を加えたが下院案の大綱を維持した法案を作成した。しかし、上院本会議に至るや、ラフォレットを中心とする急進派が、付加所得税率及び遺産税率の大幅引き上げ、連結申告の廃止、所得税申告公開等、富裕者重課を主張して活発な活動を開始したため論議は白熱化し、修正案の提出が続出した。その結果、遺産税率は上院財政委員会案より更に引上げられ、所得税申告公開規定、連結申告の廃止等が法案に加えられた。これら上院可決案は両院協議会に廻され、下院案との妥協が図られて、最終的に可決された<sup>(18)</sup>。

この三四年法は、遺産贈与税率の引き上げをはじめとして、持株会社課税、キャピタル・ゲイン課税の強化、連結申告の廃止等、従来多くは富裕者によって利用されてきた通脱手段を封じこめて富裕者課税を実現した点で、ニューディールの諸原則を、税制にもりこもうとした最初の試みであったといふことができる<sup>(19)</sup>。しかしながら、ラフォレット、ノリスやヒュー・ロングの大幅な所得税率の引上げの主張は、過激すぎるとして、ローズヴェルト自身に反対され、結局、税率構造の調整に止められるなどの不徹底がみられ、ローズヴェルトは、富の規制手段として租税を大胆に活用することに、未だ十分積極的であったとはいえない。

結局、ニューディール第一期といわれる一九三三—三四年末までの租税・財政政策をふりかえてみると、大規模な赤字支出が、失業・農業対策のためになされたが、それらは、計画的な「補正的財政理論」はもとより「誘い水理論」<sup>(20)</sup>といわれるものにさえ基づいていたかどうか疑問であり、むしろ、早期に均衡財政に復帰することを予定した、緊急のやむをえざる支出であったと解すべきであろう<sup>(21)</sup>。従つて、租税政策も、均衡財政回復のための歳入調達<sup>(22)</sup>の側面が専らであつて、そこにニューディール以前の租税政策との急激な差異を認めることはできない<sup>(23)</sup>。しかしながら、二〇年代を通じて日の目をみることもなかつた富裕者課税を主張する進歩派・急進派の動きは、この時期を通してますます強くなり、特に三四年の「抜け穴」封じこめを中心とした富裕者増税法に、その成果を読みとることができるのである。そうすれば、それは企業及び富裕者減税による産業優遇を中心とした二〇年代租税政策とは著しくその内容

を異にしたものであり、広く社会改革をめざすニューディール政策の目的に適合したものであったといえよう。しかし、この時期のこれらの動きは、むしろ議会の進歩派議員によって推進せられたものであって、ローズヴェルト自身が積極的に意欲し、リーダーシップを働かせたものではない。従つてローズヴェルト自身は、租税政策の十分な活用に未だ踏み出した訳ではなかったのである。

(1) ニューディール及びローズヴェルトに関しては、内外を通じておびただしい数の文献が著わされているが、ここでは、既出のものほかに、以下のものを参照するとどめた。アメリカ経済研究会編『ニューディールの経済政策』(一九六五年、慶応通信)、百々正雄『ルーズヴェルト政権十年史』(一九四二年、毎日新聞社)、ホフスタッター・清水他訳『アメリカ現代史』(一九六七年、みすず書房)、A・H・ハンセン『財政政策と景気循環』(一九五〇年、日本評論社)、中屋健一『ルーズヴェルト』(一九六〇年、誠文堂新光社)、小原敬士『ニューディールの社会経済史』(一九六九年、清明会)、D・パーキンス・新川健三郎訳『ニューディール』(一九六三年、時事通信社)、齋藤真・新川健三郎『ニューディール政策の展開』(岩波講座 世界歴史 二七、世界恐慌期、一九七一年、岩波書店)、新川健三郎『ルーズベルト』(一九七一年、清水書院)、同『ニューディール』(一九七三年、近藤出版社)、都留重人『アメリカ経済の発展』(一九五一年、勁草書房)等。その他の文献については、平田喜彦『繁栄大恐慌、ニューディール』(一九七二年、雄松堂)、新川『大恐慌とニューディール』三三八—三五七頁、ルクテンバーク『ローズヴェルト』二八四—三〇〇頁、等を参照された。

(2) 「節約法」の内容は野津・前掲書、二九六—三〇二頁に詳しいが、その他に、ルクテンバーク・前掲書、三五—三六頁、小原・前掲書、八五—八六頁、シュレジンガー・前掲書、第二卷九—一二頁、P. Studenski and H. E. Krooss, *Financial History of the United States* (New York et al.: McGraw-Hill, 2nd ed., 1963), pp. 403—404, 等を参照。

(3) 野津・前掲書、三三—三三頁、Ratner, *op. cit.*, p. 463.

(4) 野津・前掲書、三三四頁、シュレジンガー・前掲書、第二卷、三五—三四頁。

(5) NIRA税法(三三三法)の審議経過と内容については、野津・前掲書、三三六—三四五頁、Paul, *op. cit.*, pp. 175—176; Ratner, *op. cit.*, pp. 463—464; J. S. Seidman, *Legislative History of Federal Income Tax Laws, 1938—1961*, pp. 416—421, 等を参照。

(6) 参照、野津・前掲書、三三〇—三三六頁、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』(第五卷、五〇〇—五〇八頁、一九五六年、

岩波書店)。

- (7) 野津・前掲書、三四五—三五七頁、参照。
- (8) 野津・前掲書、三一五—三一六頁に引用された、プリンストン大学のケメラー(E. W. Kemmerer)の批判的見解参照。
- (9) ローズヴェルト自身、赤字財政理論を本当に信奉したことはなかったが(有賀貞『アメリカ政治史』一九八頁、ルクテンバーク・前掲書、二九、六七頁、都留『アメリカ経済の発展』一八四—一五頁)、更に三四年八月まで予算局長であったダグラスは強固な均衡財政論者であったし、財務長官モークensonも穩健な保守主義者であった(ルクテンバーク・前掲書、六七、七二頁、シュレジンガー・前掲書、第二卷、二三八—二四三頁、新川『ニューディール』六三頁)。更に、ラフォレット、ワグナー、ラ・ガーディアア等の進歩派も、大規模な赤字予算にはそろって反対した(ルクテンバーク・前掲書、二九頁)。なお、一般的に、Kimmel *op. cit.*, pp. 221—228、参照。
- (10) Kimmel, *op. cit.*, pp. 178—183; 野津・前掲書、三五八—九頁、都留『アメリカ経済の発展』一八五頁。
- (11) 野津・前掲書、三九五、三九六頁。
- (12) 三四年法の審議経過とその内容については、野津・前掲書、三五七—四二八頁、Paul, *op. cit.*, pp. 176—180; Ratner, *op. cit.*, pp. 465—467; Seidman, *op. cit.*, pp. 294—415、等を参照。なお、上記のうち、連結申告及び持株会社課税については、本稿後出第四款を参照のこと。
- (13) Ratner, *op. cit.*, p. 465; Blakey, "Revenue Act of 1934," 34 *Am. Econ. Rev.* 450, 460—461 (1934).
- (14) Blakey, *op. cit.*, p. 450; Ratner, *op. cit.*, p. 467; P. Studenski ed., *Taxation and Public Policy* (New York: R. R. Smith, 1936) pp. 50—51. ローズヴェルトがこの時、所得税増税に反対したのは、英国が同じ頃減税を実行して実業家のそねみを刺激していたこと及び公債増加の方が望ましいと判断したことによるといわれる (*Ibid.*, pp. 52—53)。
- (15)(16) これらの財政理論についても多くの解説がみられるが、ここでは、アメリカ経済研究会編・前掲書、四〇六—七、四一一—四一六、四二六—一八、Kimmel, *op. cit.*, pp. 192—204; 向山・前掲書、六五—七〇、八〇—八三頁、都留『アメリカ経済の発展』一九二頁以下、等を参照。
- (17) 「三八年に至るまで、赤字財政は、熟考された経済政策としてよりも、むしろ、特殊かつ便宜的なものと理解されていたことは、疑う余地がなく」(A. E. Holmans, *United States Fiscal Policy, 1945—1959* [New York: Oxford UP, 1961], pp.

20—21. なお参照、アメリカ経済研究会編・前掲書、四〇五—七頁、Kimmel, *op. cit.*, pp. 182—183, 214; Studenski & Krooss, *op. cit.*, pp. 404—405. 都留『アメリカ経済の発展』一八三—一八六頁。

(18) アメリカ経済研究会編・前掲書、四一八—四二〇、Studenski & Krooss, *op. cit.*, pp. 419—420.

三 さて、NIRAの実施にもかかわらず、景気回復は、一向に進展せず、三四年になると、NIRAが反トラスト法の効力を停止して独占を助長し中小企業や一般消費者を圧迫していると労働者が、また政府の干渉や労働者の権利保護を喜ばぬ実業界が、各々NIRA体制に対する不満の声をあげはじめた。<sup>(1)</sup> また他方には、潜在する大衆の不満に訴えて急進派やデマゴグの活躍がさかんとした。<sup>(2)</sup> このような中で、今やニューディールが一つの分岐点にたたきだされておられ、それを打破するために新たな行動が必要とされていることは明らかであった。そこでローズヴェルトは三五年当初より徐々に従来の政策の軌道修正にのりだし、特に六月以降は、大資本家・富裕者を含めた超階級的な国民の支持を得ようとするこれまでの方策を断念し、「経済的貴族」や「経済的王党派」を激しく攻撃して労働者・農民、生活困窮者の代弁者という姿勢をとることによって、「左旋回」をとりあげてゆくのである。<sup>(3)</sup> そして、この様な第二期ニューディールを代表する政策の一つが、急進的な三五年の富裕者増税法と三六年の未分配利潤税なのである。

さて、一九三五年六月一九日、彼は連邦議会に教書を送り、その中で「歳入法は、幾多の点において少数者に不当な優遇を与えるよう機能し、富および経済力の不正な集中を防止するにはほとんど機能しなかつた<sup>(4)</sup>」ことを指摘し、従来慎重に差し控えられてきた「金持退治」のために租税を利用すべきことを極めて直截に主張した。<sup>(5)</sup> この「富の再分配計画」と名付けられた富裕者課税案は、小企業の役割を高く評価し、大規模な富と権力の悪弊を打ち砕くことによって新たな自由競争秩序を復活させることを理想としたものであり、この時期のローズヴェルトが、統制計画経済による景気回復を意図する計画派ニューディール達よりも、社会改良を主張するブランドアイヌやフランクファーターなどの改革派の考えに強く影響されたことを示している。<sup>(7)</sup>

さて、このローズヴェルトの教書は、議会の急進派や民主党からは大歓迎されたが、逆に、当然のことながら、財界の激憤と猛反対を被った。<sup>(8)</sup> 議会の指導者達は、ローズヴェルトがはたしてどの程度までに、今会期における増税法案の成立を意図しているのか真意を計りあぐねたが、結局、ローズヴェルトが立法化を促したため、早急に審議が行なわれることとなった。<sup>(9)</sup> まず、下院歳入委員会は、累進法人税をはなだ弱体化した以外には、主に大統領の勧告に沿った法案を作成し、同案は下院を通過した。しかし問題は上院であった。実業界の反対はますます強くなり、財政委員長であるパット・ハリソンは保守的民主黨議員としてこの法案の社会政策的色彩、特

に相続税に嫌悪を感じていたし、またラフォレットが十分な歳入の確保を主張して上下にわたる所得税課税の強化を主張したため、審議は混乱した。また保守的なモーゲンソーも援助になるようなことは何もしなかった。かくして上院財政委員会は、このような圧力の下に相続税を削除し、累進法人税を全く骨抜きにした法案を作成したが、上院はこれを可決し、三五年法は成立したのである。

結局、三五年法は格調高いローズヴェルトの作文に始まったが、法人累進税の骨抜きにみられるように、連邦議会で大幅に修正された結果、それが富の再分配と歳入調達において果しうる役割をはたした疑問なものとなった。しかし他方、富裕者に適用される附加所得税率、遺産税率、贈与税率は各々引き上げられており、このことは、財界や保守派の怒りをよびおこすには十分なものであったといふことができる。またローズヴェルトが、税を社会政策実現の手段として正式に採用した点も重視されるべきところであり、ここから更に税を経済政策の手段として利用する可能性が開かれてくることになるのである。

さて、三五年から三六年にかけて、景気は緩慢にはあるが上昇気運をみせていた。ローズヴェルトは、一九三五年の「第二の百日間」の斗いの後は「休戦」を計画し、三六年の年頭教書においても表面的には「経済的王党派」を激しく非難したが、特に具体的な改革案を示さなかつたばかりか、むしろ、赤字財政に対する左右からの攻撃に対して、政府支出を大幅に削減することによつてこたえる姿勢さえみせていた。しかるに連邦議会在が大統領の拒否権をのりこえてこの年の退役軍人年金の支出を可決し、また最高裁判所が農業調整法中の加工税に違憲判決を下したために、彼の財政を均衡させたいという望みは大きくくわされてしまった。そこで彼は増税策を考えたが、同年の大統領選挙のことを考えると、国債の増加や所得税、遺産税の引き上げも得策とはいえなかつた。そこで彼が三月三日の補正予算教書において主張したのが、分配されないで法人内に留保されている利潤に対する「未分配利潤税」だったのである。この税は法人の資金運用を剝奪・規制し、経営者の判断に介入することを意味したから、従来、自由で放漫な経営になじみ親しんできた財界や実業家達は「肝をつぶす」ほどに驚ろき、「あつげにとられ、それが採用された際の結果におのいた」。そして三五年の「富の再分配計画」の時以上の反対運動を、猛然と開始したのである。まず、下院歳入小委員会がローズヴェルトの提案を容れた原案を作成し、下院歳入委員会に提出した。しかしこの時、財務長官モーゲンソーは休暇を求めて公聴会に欠席したため、未分配利潤税の弁護は歳入局長のヘルヴァリングとオリファントに専ら委ねられたが、特にオリファントの熱弁はリーダー格のヴィンソンを含む各メンバーを動かし、下院歳入委員会は、結局、小委員会案を支持した。法案は下院本会議に移送されたが、下院も大部分の議員は同税法案の内容を理解しえぬままに、簡単に可決した。しかしここでも問題は上院であった。上院財政委員会でなされた証言のほとんどは、財務省関係者のそれを除き、未分配利潤税を非難するものであった。ここでもオリファントが必死の弁護役にまわつたが、秋の大統領選挙へ

の思惑も加わって議会は混乱しはじめ、上院財政委員会は遂に下院の未分配利潤税を拒否し若干の法人所得税の増加と申し訳程度の留保利潤税を提案した。上院本会議で財務省の未分配利潤税案を支持したのは、わずかにノリス、ラフォレット、ブラックのみで、民主党議員の大部分さえ反対にまわった。ラフォレットとブラックは修正案を提出して抵抗したが、むしろ両院協議会での妥協に悪影響を与えることを回避するため、修正案を撤回し、かくして上院は財政委員会案を可決した。しかし最後にヴィンソンの指導する下院委員の努力が効を奏し、両院協議会では下院案が税率は大幅に引き下げられたものの再び採決された。この両院協議会案はさっそく下院に廻されたが、大統領選挙をひかえて民主党の指導者は休会のため成立を急ぎ、翌日同法案はコピーが刷り上らないうちに下院で可決され、上院に廻された。上院は、更に翌日下院に対する伝統的威厳を保つために「三時間半の討議」を行うとの動議を成立させ、審議に入った。大部分の議員は、法案の内容もわからぬままに、単にコピーを机上に広げていただけであったが、ともかく下院よりは長い時間を費したことによって、上院は下院に対する威厳を保ち、かくしてここに、合衆国税制史上、画期的な未分配利潤税は成立した。

未分配利潤税は、後にみるとおり、ローズヴェルト教書によれば、その主たる目的を企業間課税の公平と税制簡素化においていたが、あるものは、それを歳入調達手段と考へ、またある者は企業内部資金の規制による資金還流手段と考へるなど、種々の理念の雑居物であった。しかし、いざれにしても、従来タブーとされてきた企業の内部資金を税によって規律しようとの考へ方は、きわめて冒険的で大胆なものであつて、この時期のローズヴェルトの政治的姿勢を良く示すユニークな施策であつたといふことができるのである。

以上みたように、ローズヴェルトは、三五年の「富の再分配計画」、三六年の未分配利潤税において、税を単なる歳入調達手段として以上に、社会政策、経済政策の手段として積極的に活用すべきことを主張した。ここに租税政策は二〇年代とは全く異なつた意義を有することとなった。これは大恐慌とニューディールという特異な状況の中で打ち出されてきたものであり、それ故、多くの非難や反撥を招くことになつたが、租税政策の理念自体は、その後、種々の形態を通してアメリカ税制の中に定着してゆくことになるのである。

(1) 有賀・前掲書、一九七―八頁、ルクテンバーグ・前掲書、七四―七五、一一八頁、新川・前掲書、一一九頁以下、シュレジンガー・前掲書、第三卷、一八一―二五、一八八―二〇頁、等。

(2) ヒュー・ロングの「われわれの富を分配しよう」運動、カフリンの協同組合運動、タウンセントの老齡循環年金運動、シンクレア・ルイスの「カリフォルニアから貧困を追放しよう」運動など。これらについてはシュレジンガー・前掲書、第三卷、二六一―

七四頁が詳しい。

(3) 有賀・前掲書、一九九頁以下、小原・前掲書、一六五頁以下、ルクテンバーグ・前掲書、二二二頁以下、シュレジンガー・前掲書、第三卷、二二九頁以下、新川『ニューディール』一六三頁以下、都留『米国における政治と経済』九二頁以下、等参照。

(4) S. I. Rosenman, comp., *The Public Papers and Addresses of the Franklin D. Roosevelt* (New York: Random House, 1938—1950), Vol. 4, pp. 270—277 (herein after cited as Roosevelt). 参照 野津・前掲書、四二九頁 Paul, *op. cit.*, p. 183.

(5) まず、ローズヴェルトはいう、「一九一三年の所得税法の施行によって、連邦政府は税は担税力および受益に応じて課税されるべしとの広く受け入れられた原則を実際に適用しはじめたのである。賢明にも、所得が受益及び担税力の尺度として選択された。このことは国家政策にとって健全な指針であったし、今日もそうである。これは連邦課税を支配する原則として維持されるべきである。他の形式の税の使用もしばしば正当であり特に緊急時にはそうである。しかし、最も良く課税に堪えうるものより正当な分担金を取得し、わが多数の人々に重い負担を課すのを回避するために工夫された最も効果的な手段は、所得に應じた課税である」と。次に彼は、角度をかえて、富裕者の巨万の富が、決して単なる個人の資質や努力のみによるものではなく、多数の社会的要素と大衆の助力がこれに加わっていることを強調し、「アンドリュー・カーネギーがいったごとく『富が立派に実現するところでは、いつも人々がものいわぬパートナーである』。それが全社会の協力によって達成された富か投機によって利殖された富かを問わず、富の保有は巨大な公共の利益と巨大な担税力を示すものである」とのべる。かくして彼は具体的提案に移り、相続税新設、贈与税強化、付加所得税率の引き上げ、法人税率の累進化、持株会社課税等を主張するが、前二者に関しては次のようにいう。「この広範な政策に沿った私の第一の提案は、相続、贈与税に関するものである。遺言、相続または贈与によって巨額の財産を代々伝達することは、アメリカ人民の理想および感情と相容れない。自分および自分の家族の安全を囫圇とするのは、自然の道理であり健全であるが、それは合理的な遺産によって十分に達成される。富の巨大な蓄積は、個人及び家族の安全という理由によつては正当化されえない。要するに、このような蓄積は、他の多数の人々の職業と福祉に対する統制の比較的小数の個人への巨大で望ましからざる集中の永続も同然である。このような相続による経済力が現在の理想と相容れないのは、相続による政治力が我が政府を樹立した時代の理想と相容れないのと同じである。創造的企業は、巨大な遺産によつて激励されることはない。それは遺贈する人も、受贈する人も祝福するものではない」、「巨大な富及び権力の相続より生ずる我々の国民生

活に対する阻害的效果は、将来においては、私が上述した方法によってのみならず、現在巨額の個人純所得に課されている税の顯著な増加によつても減ぜられるべきである。例示するなら、累進税原則の適用は、現在年間所得一〇〇万ドルのところではストップしている。換言すると、六〇〇〇ドルの所得を有するものに対する税率は四〇〇〇ドルの所得を有するものに対する税率の二倍であるが、五〇〇万ドルの年間所得を有するものは、所得が一〇〇万ドルのものと同税率で支払いを行なうのである。かくして彼は語氣を強めていう。「社会不安と深まりつつある不公正感、我々が断固たる方法によって最小にしなければならぬ我々国民生活に対する危険である。巨額の個人所得は、それを享受した人の努力、能力又は幸運によってのみではなく、政府自身が提供した便益の機会によつて生じたものであることを、人々は知っている。従つてこれらの所得を非常に高い税によつて制限することは、政府に課された義務である」(Roosevelt, *op. cit.*, Vol. 4, pp. 271—274)。

(6) ローズヴェルトいわく、「事業の準備金の低下による枯渴は、適度に資本化された小企業に対する不均等な緊張をもたらしている。かかる小企業なくしては、我々の競争社会は終息し、規模は独占を生み出す。更に、全体としてこれらの小事業は、唯一、我々の大量生産企業の成功を確保することのできる全国規模の市場のために欠くことのできない地方的基盤を提供しているのである。今日、我々の小規模法人は彼ら自身の地方的福祉のみならず、大規模な企業を可能にする公正に分配された国家的繁栄のためにも健闘しているのである」(Roosevelt, *op. cit.*, p. 275)。

(7) 多くの著作がこの点を指摘するが、ここでは、ルクテンバーグ・前掲書、一一九—一三四頁、新川・前掲書、一六七頁、シュレンジャー・前掲書、第三卷、一九〇—二二一、二八〇—二八二、二八六—二七頁等を参照。

(8) この提案に対しては、例えば、「大統領の課税案は、基本的に共産主義的である」、「この『偽々提案は、スターリン・デラノ・ローズヴェルトと名付けられるような混合人物の責任に帰せられるべきだ」、「大統領の計画は『富の分配』計画ではなく、富の『破壊』計画だ」、「提案は財産の無慈悲な没収だ」などの非難があげられた(ルクテンバーグ・前掲書、一一三三頁、Paul, *op. cit.*, pp. 185—6; シュレンジャー・前掲書、第三卷、二八二—二八三頁)。

(9) 彼は、教書の中で、この提案が早急に立法に移されるべきものなのか、それとも単なる研究のための公表にすぎないのかについて言及してはいたが、更に教書提出後、ハーヴァードとイエールの対抗ポトリリス見物のためにニューヨークでかくしてしまい、態度をあいまいにした。民主党の指導層は新税法に無関心であったが、しびれをきらしたラフォレットが、ノリス、ポーラ、ハイラム・ジョンソン等の支援を得て本提案具体化のために奔走し、遂にローズヴェルトも議会に実現を促すに至つ

- た (Paul, *op. cit.*, pp. 186—187: ルクテンバーグ・前掲書、一二四頁、シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八一—二八四頁)。
- (10) シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八四—五頁。
- (11) ラフォレットは、何よりも歳入を増加させて財政を均衡させることを望み、税率引き上げによる高額所得者課税のほかに、免税点引き下げによるタックス・ベースの拡大を主張したが、その理由は、「直接所得税の支払いは、それがいくら少額といえども、市民が政治に参与しているという実感をすべて増加させ、よって、市民の社会的責任感をも増加させるであろう」というものであった(シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八三頁)。
- (12) モーゲンソンの関心は、この時も歳入増加による財政の均衡であった(野津・前掲書、四三九頁。参照、シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八五頁)。
- (13) 三五年法の審議経過と内容に(こゝでは) R. G. & G. C. Blakey, "Revenue Act of 1935," 25 *Am. Econ. Rev.* 673, 673—690 (1935): Paul, *op. cit.*, pp. 186—188; Rather, *op. cit.*, pp. 469—472; シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八一—二八七頁; Seidman, *op. cit.*, pp. 286—293. 等を参照。
- (14) ルクテンバーグ・前掲書、一二四頁、小原・前掲書、一七二—三頁、パーキンス・新川訳・前掲書、四四頁、シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八六頁、新川『ルーズベルト』九四頁。更に悪いことには、同年施行された社会保障税は、労働者及び雇用に對する人頭税の性格を有し、源泉徴収制度を通じて広く低所得層に、こんで税制の逆進性を一層強めた(ルクテンバーグ・前掲書、一二四—五頁; Rather, *op. cit.*, pp. 472, 510—511; 新川『ニューディール』一六八—九頁)。なお、本稿、後出一六一頁参照。
- (15) Cf. Holmans, *op. cit.*, p. 20; ルクテンバーグ・前掲書、一二四頁、パーキンス・新川訳・前掲書、四四頁; Paul, *op. cit.*, p. 188; Studenski, *Taxation and Public Policy*, p. 169.
- (16) そこで、ルクテンバーグ・前掲書、一三八頁やシュレジンガー・前掲書、第三卷、二八六—七頁は、三五年法を、実質よりも「思想」「理念」の勝利であったと評している。但し、Studenski, *op. cit.*, pp. 59—60. は、批判的である。
- (17) 百々・前掲書、一二六頁以下、ルクテンバーグ・前掲書、一三七—八頁、シュレジンガー・前掲書、第三卷、四一—四一七頁、新川・前掲書、一八七—八頁。

- (18) 野津・前掲書、四七九—四八〇頁。Paul, *op. cit.*, p. 189.
- (19) シュレジンガー・前掲書、第三卷、四一八頁。
- (20) Paul, *op. cit.*, p. 191 *cf. ibid.*, pp. 191—192.
- (21) A. G. Buehler, *The Undistributed Profits Tax* (New York: McGraw-Hill, 1937), p. 23.
- (22) 人気コラムニストで、かつてはヴッドロー・ウィルソンの贊美者であったデヴィット・ローレンスにとつて、この提案は、「ローズヴェルトが彼の三年間の執政の中で議会に提案したいかなるものよりも革命的なものであり、彼は「最近のパニクはウォール街のせいだったが、次のパニクは、政府の租税政策のせいだろう」と評した。また、ニューヨーク・タイムズも、本税を「連邦財政における無謀な企て」と評した (Paul, *op. cit.*, p. 191)。
- (23) オリフアントは、静かではあるが、新ブランドイス派の中の急進的人物であつた (シュレジンガー・前掲書、第三卷、二八〇頁)。
- (24) 議決は二六七対九三で、賛成は民主党二五三、革新党七、共和党四、労農同盟三で、逆に反対は共和党八二、民主党一一であつた。
- (25) 議決は三八対二四で、賛成は民主党三六、共和党一、革新党一で、逆に反対は共和党一三、民主党九、労農同盟二で民主党の反対者が下院に比較して多くなつてゐる。
- (26) 以上の審議経過については、Buehler, *op. cit.*, pp. 24—32；野津・前掲書、五〇四—五二八頁；Paul, *op. cit.*, pp. 183—188；シュレジンガー・前掲書、第三卷、四一九—四二〇頁、等を参照のこと。なお、「審議経過において加えられた種々の提案については、本章第二節で詳しく触れる。
- (27) 本稿、後出第二節第一款参照。
- (28) 向山・前掲書、六九頁；Studenski & Krooss *op. cit.*, pp. 422—423.
- (29) 但し、これらの租税政策の実際の効果については、後に「個人所得税の負担に関連して述べる (後出一六〇頁)。
- (30) アメリカ経済研究会編・前掲書、四〇〇頁 (西川宏筆) は、「ニューディールにおいて均衡予算財政が放棄され、補整的財政がこれにとつてかわつたのであれば、われわれは進んでニューディールを革新的であると呼びたい。……財政支出政策と租税政策にいつかんとして『補整的財政』が確認される時こそ、ニューディールは真の意味において革新的であるといふことができる」と

述べ、三五、三六年の租税立法についても、「しかしこうして租税面に現われた改良への方向は実は個々の租税の動機が平等をめざしていたということの意味するのであって、支出をまかなうための収入獲得への努力がきめわて強かつたということを否定することはできない。……(9)このようにして、租税政策面においても支出面の場合と同様ニューデールの第一期および第二期においては、ローズヴェルトの思想および議会の態度は主として均衡予算的要求によつて貫かれ、補正的財政政策の側面はみじんも現われなかつた」(四三三頁)として、その「革新性」を否定される。しかし、租税は歳入調達、および社会政策手段としての富の規制という側面を必ず有しているので、税法学において、右のような「革新性」の定義が妥当しないことは明らかである。三五、三六年法も、このようなトータルな視点から評価されなければならない。参照、中屋・前掲書、一七七一―一七八頁。

四 一九三六年の大統領選挙中、ローズヴェルトは、「経済的王党派」を繰り返し攻撃し、産業界やマスコミの激しい非難を被つたにもかかわらず、圧倒的多数で再選された。<sup>(1)</sup>ローズヴェルトは、直ちに、最高裁の改革という前例をみない企てに着手し、逆に彼の支持者の多くの信頼を失うことになるのであるが、他方、税制面での改革は放置されたままであつた。しかし彼は六月一日に、財務長官モーゲンソーからの私信を引用した教書を議会に送り、その中で、富裕者が合法ではあるが不道徳な種々の手段を行使して課税を免れてゐることを暴露して、議会に「抜け穴」封じ込めの方策をとるように促し、「王党派」退治の一端をのぞかせたのである。<sup>(2)</sup>

この教書をうけて、議会内には「租税通脱及び回避に関する合同委員会」が設けられ、研究が開始されたが、合同委員会は約二か月後に、タレント法人、ヨット法人への課税、各種控除規程の厳格化などを含む人的持株会社課税の強化、外国法人への優遇課税の廃止等を中心とする報告書を発表した。この報告書は、そのままに歳入委員会案とされ、マスコミや共和党議員の頑強な反対をうけたものの上・下院で可決され、早くも一か月を経ない八月二六日には大統領の署名を得た。この三七年法は、かくして富裕者の財布である人的持株会社の課税強化には成功したものの、他方、ローズヴェルトの指摘した免税公債、加速度減耗償却、年金組合、家族組合などに對する課税の改善はそのままに放置され、ローズヴェルトの要求を十分に満たしたものは言えなかつた。

さて、三五年から三七年にかけて、アメリカ経済は緩慢ではあるが、着実な景気の上昇を示し、不況克服の楽観的観測さえ流れはじめた。そこでローズヴェルトは三七年一月三日の教書では長年の念願であつた均衡財政の回復への意欲を示し、更に六月にはインフレの進展を恐れるあまり公共事業をはじめとする財政支出の大幅削減を実施した。しかしその結果は失敗であつた。八月に至り、景気は再び大きく落ちこみ、「恐慌の中の恐慌」ともいふべき状態に陥つたのである。

ここに至り、ローズヴェルトの反ビジネス的態度に煮え湯を飲まされてきた実業界や共和党、及びそれに同調する南部を中心とする民主党の保守派は、公然とローズヴェルトに対する敵対を開始し、ニューディールの諸政策の解体作業にとりかかり始めた。他方、このような動きに呼応して、ニューディール内部にも意見の対立が目立ちはじめた。即ち、モーゲンソーが、均衡予算の回復と財界との提携を主張したのに対し、ヘンダーソン、コーエン、ココランらの革新派はトラスト征伐による管理価格制度の打破を、またホプキンス、イツキーズ、エックレーズらの計画派は、「補正的財政理論」に基づき積極的財政支出を主張した。ローズヴェルトは迷いに迷ったあげく、一九三八年四月に大規模支出政策とトラスト規制の両方を採用し、ここに、ニューディールは「第三期」といわれる時期に突入するのである。

しかし税制面における財界の攻撃は、ローズヴェルトの反撃を全く許さないほど強力なものであった。彼らにとつては、強度の累進税構造や通脱防止規定のことごとくが不満の種であったが、特に未分配利潤税は全く我慢のならないものであり、同税こそが、新たな恐慌を導いた元凶なのであった。

かくして、以上の様な動向を反映して、三七年八月に設けられたのが「現行税法の公平と安定性を促進し、艱難を除去し、事業活動を強化する」ための諸方策を勧告するための下院歳入小委員会であった。小委員会は六三の改革勧告をおこなったが、何といつてもその中心は、未分配利潤税であり、報告書は、種々の弊害を指摘した後、「未分配利潤税の原理は保持されるべきであるが、税は、根本的に修正されるべきである」として、未分配利潤税の大幅改正と税率引き下げを提案した。歳入委員会と下院本会議は、どうにか未分配利潤税の残尾を留めた法案を可決したが、上院財政委員会は、一層強硬で、むしろ「原理の完全な廃止」を主張し、この案が、ラフォレットとパークレーの僅か二名の反対をうけたのみで、上院本会議で可決された。かくして両院協議会で妥協が図られることとなったが、ローズヴェルトの懸命の圧力がどうやら功を奏し、下院案が復活したが、その期限は三九年二月までとされた。ローズヴェルトはひどく落胆し、拒否権発動を真剣に考慮したが、結局、同法案が、署名なしに発効するのを認められた。

しかしながら、財界や保守派の未分配利潤税攻撃は止むところを知らず、三八年、選挙において共和党勢力が拡大したことによりますます強くなった。ローズヴェルトやヘンダーソン、コーエン等の改革派ニューディール連は、本税の原理をあくまで健全であるとして、存続を主張したが、穩健な立場から本税の廃止を主張するモーゲンソーや、マジールに換った財務次官ハインズの発言力が、増大してゆくの阻止することはできなかった。三九年五月二七日、下院歳入委員会に登場した財務長官モーゲンソーは、税制改革の指針が自由企業の拡大と個人投資の促進、均衡財政の維持におかれるべきであるとし、「未分配利潤税は、ほとんど歳入を生まざり、事業に対

する効果を有しない。しかしそれに対して向けられた広範で感情的な非難の故に、心理的刺戟としての卓抜性を獲得したのであった。現行形式によつたのでは、税が法人による利潤留保によつて個人所得税を回避することを防止するという健全な目標を達成できない<sup>(13)</sup>として、三十九年度終了をまたず即時廃止に賛成したのである。財界及び保守派は、自ら理性的と信じていたが故に、《感情的》と名づけられた点以外で、この証言を歓迎したことはいうまでもない<sup>(14)</sup>。かくして廃止案は、さしたる反対もなしに上・下院を通過した。財界は「未分配利潤税に対する長期的且つ断固たる抗争に勝利」したのである。ローズヴェルトは署名を拒み、この法案も、大統領の署名なしで成立した。

また未分配利潤税の廃止以外にも、三八、三十九年法は、「事業を一層促進し、強化するため」の企業優遇措置をいくつか導入し、財界の意向を容れたものとなつていた。

(一) 有賀・前掲書、二〇二—二五頁、ルクテンバーグ・前掲書一四八—一五七頁、新川・前掲書、一八九—一九四頁、シュレジンガ  
ー・前掲書、四一三頁以下、Paul, *op. cit.*, pp. 199—200; Ratner, *op. cit.*, pp. 475—477.

(二) 浅沼潤三郎「米国における租税回避の理念」(9)「税法学」一六七号—一九—二三頁、Paul, *op. cit.*, pp. 199—206; Ratner, *op. cit.*, p. 477; 等を参照。なお、この「手紙」の全文は、H. M. Groves, *Viewpoints on Public Finance*, pp. 192—196. にも収録されている。

(三) Paul, *op. cit.*, pp. 207—208; Ratner, *op. cit.*, pp. 477—478; Seidman, *op. cit.*, p. 155 et seq.

(四) ローズヴェルトは、一月七日の財政教書で、再び「完全に均衡した予算は今や不定であるが、そう遠くない未来において保障されている」と述べている(アメリカ経済研究会・前掲書、四〇五頁)。

(五) アメリカ経済研究会編・前掲書、四〇九頁以下、ルクテンバーグ・前掲書、一九四頁以下、Paul, *op. cit.*, pp. 220—234; Ratner, *op. cit.*, pp. 482—485; 新川・前掲書、二二七—二三四頁、Studenski & Krooss, *op. cit.*, pp. 405—409.

(六) 野津・前掲書、五三三—三四頁、ルクテンバーグ・前掲書、二〇二—二〇七頁、新川・前掲書、二二三頁。エックレーズやホプキンスの計画派は未分配利潤税の背後にある頑固な新ブランドイス主義に反対であつたから、本税にはもともと批判的であつたが、労働界を代表するAFLの代表者さえ「あらゆる種類の租税の中で、現行の留保所得税と資産損益課税とは、今日尚最

高水準にある失業を惹起する上に働いた最大の要素であった」との意見を述べている（野津・前掲書、五四三頁）。

- (7) 野津・前掲書、五四一—五頁、Paul, *op. cit.*, p. 209.
- (8) Paul, *op. cit.*, p. 210.
- (9) 野津・前掲書、五三六頁、Paul, *op. cit.*, p. 212.
- (10) 野津・前掲書、五四五—六頁。ルクテンバーグ・前掲書、二〇七頁。
- (11) 野津・前掲書、五三七—八頁、ルクテンバーグ・前掲書、二〇七—八頁、Paul, *op. cit.*, p. 213; Ratner, *op. cit.*, p. 479.
- (12) Paul, *op. cit.*, pp. 213—215; Ratner, *op. cit.*, p. 488; Studenski & Krooss, *op. cit.*, p. 423.
- (13) Paul, *op. cit.*, pp. 215—216.
- (14) Paul, *op. cit.*, p. 216.
- (15) Paul, *op. cit.*, p. 218.
- (16) 野津・前掲書、五四七—五五一頁、Ratner, *op. cit.*, pp. 480—481, 489. 参照。

五 改革を志向するニューディールは、三九年の年頭教書において、ローズヴェルトが、「社会改革政策を遂行するための闘争の時期は過ぎた。今やこれまでの改革の成果を保持するために景気回復の過程を促進することに全力を尽すべきである」と述べたことにより、終了した<sup>(1)</sup>。おりから国際情勢は次第に緊迫し、国内的には団結が必要であったし、人々は改革や財界攻撃にあきあきしていた<sup>(2)</sup>。また戦争は巨大な需要を提供した。ローズヴェルトは国防力強化の必要性を説き、軍需生産の増強にとりかかる過程で、それを積極的財政支出に結びつけ、遂には改革にかえて軍需スパンディングを不況克服の主要手段とするようになるのである<sup>(3)</sup>。税制面における中心問題は、いうまでもなく、巨大な戦争支出をだれから徴収するかということであった。即ち、ローズヴェルトや議会の進歩派は、累進税構造の強化や法人税率の引き上げなどによる富裕者、大企業課税を主張したのに対し、財界や議会を支配した保守派はそもそも大規模な増税に反対するとともに、各種の特別措置導入による企業優遇、個人免税点の引き下げ、個人所得税最低税率の引き上げによる大衆課税を端的に主張したのである<sup>(4)</sup>。

さて、最初の戦時税法は、四〇年の二つの歳入法である。前年の春頃より、ヒットラー・ナチスは北ヨーロッパを席卷しはじめたが、それに対応して合衆国は、徐々に連合国援助にとりかかり、軍事支出を本格化させはじめた。そこで連邦議会は大統領の要請に基

づき歳入法案を作成し、審議にとりかかったが、下院はクロズド・ルールを決議したため、戦争介入と放慢支出を非難する共和党議員が僅かに反対を述べたにすぎず、また上院は、コナリーの特別高率所得税提案とラフォレットの法人超過利潤提案を採択したものの、両案はいずれも両院協議会において削除され、結局原案がほとんど修正なしに可決された。この四〇年・第一歳入法は「恒久」改正と五年間の「臨時」防衛税よりなっており、前者は、個人所得税の免税点を引き下げ、高額所得よりも、低所得への課税を強化し、後者は個人所得税、法人税、遺産贈与税、超過利潤税、資本株式税等の税率を一〇%引き上げ、四三の物品税率を大幅に引き上げた。しかしこの税法により低所得層の租税負担は著しく増大し、従来の不公平は更に拡大したのである。

しかしながら赤字はますます拡大し続け、他方には造船、航空機製造業などを中心に戦勝利得の発生が問題となりはじめたので、超過利潤税の施行を望む声が強くなった。そこでローズヴェルトは四〇年七月に議会に特別教書を送り、超過利潤税の導入を促し、結局、同年一〇月の「第二・四〇年歳入法」によってそれが実現されることになったが、同法は、防衛産業関連機械・設備の償却期間を二〇年から五年に短縮し、更に「コスト・プラス契約」による利潤制限の範囲を拡大するなど、軍需産業の利益を十分に保障したものであった。

しかし、四〇年末に、ローズヴェルトは、「民主主義の大兵器廠」とする決意をかため、軍需支出をますます増大させたために、またしても増税が必要となった。そこで彼は四一年一月八日、議会に予算教書を送り増税法案の審議を促すに至ったが、その内容は、公債を増大させる一方、消費の畏縮、生産能力のフル可動の阻害及び労働の遊休をもたらす逆進的な低所得者課税（源泉徴収制）を避け、担税力を考慮した高所得者課税を強化すべし、とするものであった。財務省はそこで、法人税、個人所得税、遺産税、その他大衆消費財に対する課税を軒並み大幅に引き上げる一方、集積した超過利潤に課税するための超過利潤税法の改正などからなる増税法案を作成した。そのうち大部分は下院歳入委員会に採用されることとなったが、超過利潤税の改正は財界の圧力が加わって削除され、この歳入委員会が下院本会議では、圧倒的多数で可決された。しかし保守派に支配された上院財政委員会は下院案に対する多くの修正を企て、個人所得税の人的控除額的大幅引き下げ、法人税率の一層の引き上げなどを提案したが、下院の提案した四〇年超過利潤税法では課税しきれない法人利潤に対する一〇%の特別課税案には反対した。例によってラフォレットは人的控除の引き下げを大衆課税の強化として攻撃し、上院本会議でも、修正案を提出して抵抗したが否決され、財政委員会案が圧倒的多数で可決され、両院協議会で審議の後、四一年法として成立した。

この四一年法は多くの物品税率を引き上げたが、その中心は何といつても個人所得税と法人税の大幅増税であり、特に前者の免税点

の引き下げによって、五〇〇万の申告書の提出と二五〇万の納税者の増加が見込まれており、<sup>(9)</sup> ニューヨーク・タイムズによれば、「我国においてかつて採択された断然重く、かつ最も広範な基礎をもつ租税賦課」であった。

四一年二月七日、日本軍の真珠湾奇襲を契機として合衆国は遂に正式参戦に踏み切つたため、<sup>(10)</sup> またもや戦費調達のための増税が企てられた。今回は度重なる増税に対する人々や企業の不満が大きく、審議ははなはだ渋滞したが、結局、法人税、所得税増税以外に効果的手段はなかつた。かくて四二年法は個人所得税の免税点を更に引き下げ、その結果、連邦所得税は紛うことなき大衆課税となつてしまつたが、同時に設けられた所得税を補完する五%の戦勝税 (Victory Tax) がその傾向を一段と強めた。<sup>(11)</sup> 続く四三年にはルーマル提案を修正した源泉徴収制度がとり入れられ、低所得賃金労働者に対する徴収は強化されたが、<sup>(12)</sup> 続いて進められた四三年歳入法の審議の中で、上・下院は同年の選挙対策として、インフレ防止のための増税を主張するローズヴェルトや経済学者の勧告を無視して多くの企業優遇措置や減税措置を採用したため、<sup>(13)</sup> ローズヴェルトは遂に歴史上初の歳入法に対する拒否権を行使した。<sup>(14)</sup> しかしローズヴェルトはもはや支配者ではなかつた。上・下院はやすやすと三分の二を超える多数決で、拒否権を乗り越えて、四三年法を成立させたのである。また四四年の個人所得税法では、個人所得税制の簡素化が図られ、戦勝税の廃止、普通税率の引き下げなどが行われたが、<sup>(15)</sup> 逆に付加税率は引き上げられ、負担が軽減された訳ではなかつた。<sup>(16)</sup> このようにして、未曾有の増税とインフレの脅威の中で、合衆国は終戦を迎へることになつたのである。

(1) 有賀・前掲書、二〇六頁、ホフスタッター・前掲書、二二九—二四〇頁。

(2) ルクテンバーグ・前掲書、二二七—二二八頁。

(3) そして遂には、これが、政府と軍需産業の結合からなる「産軍相互依存体制」の基礎となつてゆくのである。但し、軍需支出による有効需要創出は一九四一年の米日戦争以降本格化するのであつて、一九三八年頃よりローズヴェルトが軍需スパンディングを不況克服策として計画的に利用したのではない。参照、森泉「第二次世界大戦におけるアメリカ経済の軍事化への転換」『経済学研究』(北海道大) 一七卷一号、向山・前掲書、一四—二二八頁、斎藤・新川「ニューディールの展開」(岩波講座 世界歴史) 二七卷四二八—二九頁、新川「ニューディール」三三六—三四一、二五八—二六一頁、P. J. Strayer, *Fiscal Policy and Politics* (New York: Ronald, 1958) pp. 23—24; Studenski & Krooss, *op. cit.*, pp. 114—128. 神野・宇治田・前掲書 二二—二四頁以下。また武山泰雄『アメリカ資本主義の構造』(三一—三四、四二、五三—五四頁、一九五八年、東洋経済新報社)は、

- 「産軍相互依存体制」の根が、そもそもニューディール体制自体の中に存在したことを鋭く指摘している。
- (4) Hellenstein, *Taxes, Loopholes, and Morales*, p. 14; Holmans, *op. cit.*, pp. 33—34; Strayer, *op. cit.*, pp. 24, 28.
  - (5) 四〇年・第一歳入法の審議経過と内容については R. G. & G. C. Blakey, "Two Federal Revenue Acts of 1940," 30 *Am. Econ. Rev.* 72, 724—728 (1940); Paul, *op. cit.*, pp. 255—260; Ratner, *op. cit.*, pp. 493—494, を参照。トマソンは「この税法を「過去一〇年間に連邦議会によって制定された最も不公正な税法案」と呼んだ (Ratner, *op. cit.*, p. 495)。
  - (6) 四〇年・第二歳入法の審議経過と内容については Blakey, *op. cit.*, pp. 728—735; Paul, *op. cit.*, pp. 262—272; Ratner, *op. cit.*, pp. 495—498, 等を参照。更に「新川『ニューディール』二五〇—二五一頁の指摘も参照された」。
  - (7) 中屋・前掲書、二〇〇—二〇一頁、新川・前掲書、二四四—四五頁。
  - (8) 四一年法の審議経過と内容については Paul, *op. cit.*, pp. 271—279; Ratner, *op. cit.*, pp. 503—506, を参照。
  - (9) Paul, *op. cit.*, p. 276.
  - (10) Paul, *op. cit.*, p. 278; Ratner, *op. cit.*, p. 505.
  - (11) ラフォレットは「法案は、不当な犠牲を強いることなく合理的に最大限の歳入を調達するのに失敗している、中・高所得層に對する個人附加税からの歳入を増加させることは、全く担税力原理の範囲内で可能なのだ。法案は増税負担の不公平で危険な分担保を低所得グループに負わせ、最低生活限度を侵害し、人々の口の外のペンに実際には課税している」と、この法案を非難した (Paul, *op. cit.*, p. 314—315.)。 Cf. Paul, *op. cit.*, pp. 318—319; Ratner, *op. cit.*, p. 516.
  - (12) 四一年法の審議経過と内容については 向山・前掲書、一三〇頁、Paul, *op. cit.*, pp. 294—326; Ratner, *op. cit.*, pp. 516—517; Studenski & Krooss, *op. cit.*, pp. 445—446, 参照。
  - (13) この点は、特に Paul, *op. cit.*, pp. 326—349, に詳細である。源泉徴収制度は、徴収制度の簡素化のほかに、緊急に必要な歳入の迅速調達、迅速な購買力の縮減によるインフレーションの効果的な対応等の目的をも有していた (*Ibid.*, p. 331; Holmans, *op. cit.*, pp. 31—32; Kimmel, *op. cit.*, p. 231.)。
  - (14) 産業界はこの頃より、戦後不況に備えて種々の特惠賦与による利潤留保を認めるべきだと主張をおこなないはじめた (Paul, *op. cit.*, pp. 355—356.)。
  - (15) 彼は「この法案を「歳入調達としては全く不十分」で、「租税法案ではなく、needy でなく greedy のための救済を規定した租税救済法案」であって、「法案は特定グループに對する弁護の余地のない特典を提供し、将来に對して危険な先例をもたらす条文で充満している」と激しく非難したが、これはむしろ議會を痛く刺激し、逆効果に終つた (Paul, *op. cit.*, p. 371 et seq.)。



課税所得金額五〇〇〇ドル以下の低所得納税者の<sup>(3)</sup>納付額の全体に占める割合は、極く僅かしか減少しておらず、また同じく〇・一%を占める一〇万ドル以上の高所得納税者の納付額の割合も、ほとんど増加していない。<sup>(4)</sup>従ってニューディール所得税が富の再分配にはたした役割は、そのスローガンの活発さに比較して、ほとんどなかったといふことができる。<sup>(5)</sup>

またニューディール税制の評価にあたっては、間接税や社会保障税の役割も無視することはできない。即ち三三年のガソリン税の強化及び同年の実際には都市の消費者に対する売上税とかわらない農業調整法中の加工税の施行には、じまり、各種の機会に引き上げられた消費税、労働者及び雇用者に対する人頭税を意味した三五年の社会保障税は、その逆進的性格をもって低所得者層を苦しめたが、それが全租税歳入に占める割合は、三三―三八年間を通して、ほぼ四―五%を維持していたのである。<sup>(6)</sup>更にこれと同じく逆進的効果を有する州税、地方税、関税などを加えれば、ニューディール期において人々の税負担はますます増大したのであって、それが低所得層に過重な不平等税制であったことを否定することはできないだろう。<sup>(7)</sup>

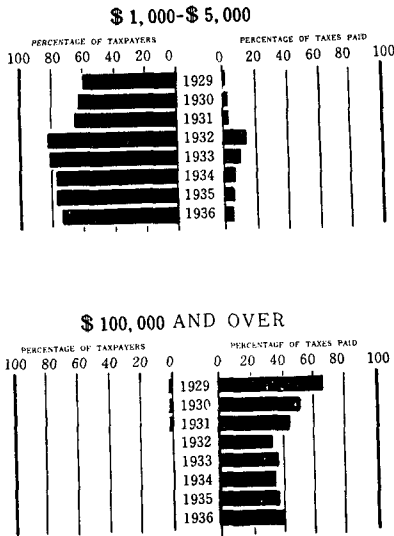
個人所得税率が大きく引き上げられたのは、むしろ第二次大戦中の止むを得ざる増税政策の最中においてである。<sup>(8)</sup>即ち三九年法は課税所得金額五〇〇万ドル以上の納税者に対する最高税率を八一・一%に引き上げ、更に四三年法は最高ブラケットを二〇万ドルに引き下げ、それに対する税率を九一%にまで引き上げたから、高所得者の税負担が格段に強化されたことは疑いがない。しかし序説で説明したように、三二年以来独身者一〇〇〇ドル、夫婦子供無二五〇〇ドルに保たれていた人的控除は三九年法によって各々八〇〇ドル、二〇〇〇ドルに引き下げられ、更に四一年法によって各々五〇〇ドル、一〇〇〇ドルに引き下げられた。また最低ブラケットに対する課税も、三二年以来四〇〇〇ドルに対する四%であったものが四〇年法によって二〇〇〇ドルに対する一〇%へと強化され、更に四三年法では二〇〇〇ドルに対する二三%にまで引き上げられたから、低所得者に対する課税の強化も、はなはだ大きかったとい

論 説

わねばならない。これによって、従来納税を免れていた多くの低所得者が納税義務を負わされたが、戦時中に進行したインフレによって労働者の名目賃金も増加したから、納税人口はますます増加し、かくして個人所得税は、社会政策実現の手段から、簡便に全国より限なく歳入を徴収する大衆課税の主役へと転化したのである。<sup>⑨</sup>

- (1) 同時に、人的控除も、独身者が一五〇〇ドルから一〇〇〇ドルへ、夫婦子供無が三五〇〇ドルから二五〇〇ドルへ、各々引き下げられた。
- (2) この点は、既にローズヴェルト教書で指摘されていたところである(本稿本号一四九頁註(5))。
- (3) ここでは、A・H・ハンセン・都留重人訳『財政政策と景気循環』一二七頁、の指摘にあるように、五〇〇〇ドル—一〇万ドルの所得者を、便宜的に中産階級、中所得者と区分した。
- (4) 詳しくは H. D. Anderson, *Taxation, Recovery, and Defense*, TNEC Monograph No. 20 (Washington, D. C.: GPO, 1940), pp. 97—110. を参照。そのうち特に参考になると思われる図表を引用しておく。

※純所得グループ別の納税者数及び納税額



- (5) ハンセン・都留訳・前掲書 一二七頁、ルクテンバーグ『ローズヴェルト』一二四—五頁、G・コロコ・佐藤定幸訳『アメリカにおける富と権力』三六—四〇頁、向山『アメリカ経済の発展構造』九四—九八頁、佐藤進『現代税制論』(一六九—一七〇頁、一九七〇年、日本評論社)、Ratner, *Taxation and Democracy in America*, pp. 51—54. なお、一般的に参照 A. J. Goldenthal, *Concentration and Composition of Individual Incomes, 1918—1937*, TNEC Monograph No. 4 (Washington, D. C.: GPO., 1940).
- (6) Anderson, *op. cit.*, pp. 131—161; ハンセン・都留訳・前掲書 一二八—一三〇、一三三—一三五頁、Ratner, *op. cit.*, pp. 510—511; 都留『アメリカ経済の発展』一七一—二頁。
- (7) Anderson, *op. cit.*, pp. 83—88, 173—174; ハンセン・都留訳・前掲書 一三二—一三三、一三五—一三七頁。なお、三〇年代の州・地方財政については、一般的に Studenski & Krooss, *The Financial History of the United States*, 2nd ed., pp. 431—435, 参照。
- (8) コロコは辛辣に、「高額所得者の高率課税はニュー・デイルの到来とともに始まったのではなかった。それは、アメリカの第二次世界大戦参戦の接近とともににはじめて始まった。所得税率の引上げは、世界情勢に対するルースヴェルト政権の対策として登場したのであって、富の分布の不等の矯正という社会政策に意識的にしたがった結果ではなかった」と述べている(コロコ・佐藤訳・前掲書、三六頁)。
- (9) Holmans, *United States Fiscal Policy*, pp. 31, 33; コロコ・佐藤訳・前掲書 三八一—四二頁、Hallenstein, *Taxes, Loopholes, and Morales*, pp. 12—14; 向山・前掲書 一三二—一三三頁。

## 二 法人課税の強化

法人税の動向にも、個人所得税の場合と同じ様な推移がみられる。即ち、法人税も三九年以前にはさしたる課税の強化をみず、第二次大戦の最中において大幅増税が図られたのである。

三二年法は、従来の法人税率をわずか一・七五%引き上げたのみであった。更に三三年法は、法人資本税、超過利潤税、法人配当税という三種の税の新設<sup>1)</sup>によって課税強化を図ったのみで、法人税率自体には手をつけていない。

法人税理論に、ユニークな論点をもたらしたのが、三五年の「富の再分配計画」を提唱したロースヴェルトの特別教書である。ロースヴェルトはその中で、政府が法人に与えている便益は、法人が大きくなければなるほど増大すること、小企業は保護せられるべきこと、巨大な資本を擁する企業はその経済力及び便宜に相当して課税されるべきこと、などを根拠に、法人累進課税を主張したが、それは従来のように法人税を個人所得税の単なる補充物ととらえるのではなしに、自覚的にビジネス・コントロールの手段として法人税を理解している点で重要である。しかし、この法人累進課税提案は、審議の過程で強い反対を被り、結局成立案では、一二・五―一五%と名目的な累進化が図られたにとどまった。

さて、一層注目すべきものに、三六年の未分配利潤税提案がある。この提案は、法人税制の根幹に触れる重要なものであったが、特に上院財政委員会によって行われた改編によって、論理的説得力を欠く単なる留保利潤附加税に落としめられてしまった。<sup>(4)</sup>しかし三六年法は、法人税率を八一・五%の累進税率とし、中小法人に対する課税を若干緩和した。更に三八年法は、未分配利潤税大幅縮小の代償として一般的に課税を強化し、税率を一二・五―一六%としたが、これによって、三六年法では七%あった税率格差が、わずかに三・五%へと圧縮され、累進度は弱められてしまった。<sup>(5)</sup>

法人税収入は、大恐慌期に法人所得が激減したこともあって、三四・三五年には全連邦歳入の一四%を占めているにすぎなかったが、景気の回復がみられた三六年には一六・四%、三七年には二〇%へと、その割合を増大させた。<sup>(6)</sup>しかし、その税負担も、大法人よりもむしろ中規模法人に重かったといわれ、ここにも、ニューディールの理念にそむく結果がみられるのである。<sup>(7)</sup>

法人税の本格的増税が図られたのは四〇年以降であり、四〇年法は法人税率を二三・五―一九%としたほか、同年

には二五—五〇%の税率よりなる戦時超過利潤税が導入された。その後数回にわたり法人税率及び超過利潤税率の引き上げが行われたが、法人税率の最高は四二年法の四〇%、超過利潤税率の最高は四三年法の九五%であった。その結果、法人税と超過利潤税の収入額は格段に増大し、四二—四五年の間には、全連邦歳入の三〇%以上を占めるようになり、その重要度も増した。<sup>(8)</sup>しかし既に述べたように、この時期に法人税負担を減少させる幾つかの特別措置の導入が行われた。即ち、三九年法によるキャピタル・ロス控除規定の緩和、四〇年第二歳入法の軍専用施設の償却規定の緩和、四一年の超過利潤修正法の未使用超過利潤控除の二年間の繰越控除、四二年法の超過利潤税算定のための基準年度所得の再評価規定、未使用超過利潤控除の二年間の繰戻し規定、長期キャピタル・ゲインの期間の二年から六か月への短縮、四三年法の鉱業会社に対する免税措置の拡大、法人組織変更の際の減価償却並びにキャピタル・ゲイン及びロス計算のための predecessor's basis 認容の範囲の拡大、及び百分率減耗償却の認容範囲の拡大などがそれであり、これによって大企業、特に軍需企業の税負担が大幅に緩和されていたことが、忘れられてはならないのである。<sup>(9)</sup>

(一) 法人資本税とは、公表資本額一〇〇〇ドル毎に一ドルの消費税を課すもの、法人配当税とは、内国法人以外の配当受領者に五%の源泉徴取所得税を課すものである。また超過利潤税とは、当該課税年度の所得が同法人の前年度公表資本額の二一・五%を超える時にはそれに五%の課税をなすもので、公表資本額を低くして法人資本税回避を企てるのを防止し、法人資本税を補充する役割を有する。従って戦時超過利潤税とは全く性質を異にする (Anderson, *op. cit.*, pp. 128—129; C. J. Hynning, *Taxation of Corporate Enterprise*, TNEC Monograph No. 9 [Washington, D. C.: GPO, 1941], pp. 67—70; W. J. Sutherland, "A Brief Description of Federal Taxes on Corporation Since 1861," 7 *L&CP*, 266, 272 [1940]; 野津高次郎『米国税制 発達史』三三八—三四一頁。

(二) Roosevelt, *Public Papers and Addresses*, Vol. 4, p. 275.

- (3) 担税力という概念は個人にのみ該当し、法人には適用不可というのが、従来の一般的理解であるが、その点を米國鉄道会社協  
 会代表 R・V・フレッチャ―は次のように証言している。「所得税は能力に応じて課税すべきである。然るに法人は一般に認めらる  
 る如く、投資せる個人の集合であり個人の能力は他の源泉よりの所得を総合しなければ測りえない。法人の所得の大小による累  
 進課税は、大企業に投資せる個人に罰金を課するに等しい。」(野津・前掲書、四四一頁)。なお、P. Studenski, *Taxation and  
 Public Policy*, pp. 227—242. の論議も参照された。
- (4) Hynning, *op. cit.*, pp. 72—73. 詳しくは、本稿、後出第二節第一款参照。
- (5) Hynning, *op. cit.*, p. 27.
- (6) Cf. Hynning, *op. cit.*, p. 8; J. A. Pechman, *Federal Tax Policy*. (Washington, D. C. : Brookings Institution, 1966), p. 237, Appendix C Table C-3 (pp. 276—277.).
- (7) Hynning, *op. cit.*, pp. 84—85.
- (8) 都留『アメリカ経済の発展』一七一頁。
- (9) また減価償却額も、中小企業と大企業とでは大きな差があったことに、注意する必要がある (cf. Hynning, *op. cit.*, pp. 28—36.)。

## 第二款 受取配当に対する課税の強化

法人の財産又は所得に課税された場合、株主の保有する株式や配当は、全額又は法人課税相当額が、個人に対する財産税又は所得税を非課税にされるといふのが、南北戦争当時の州法人税制施行以来、広く流布した方式であった。即ち、「二重課税は不当である」という命題は、さしたる検証を得ることなく広く受け容れられていたのである。しかし、この大原則は、三六年に至り放棄されてしまった。しかもある偶然の結果からである。しかしその偶発事も、三〇年代に高まった配当課税強化の強い風潮によってもたらされたことが、以下の記述から判明するだらう。

- (一) F. R. Fairchild, "Federal Taxation of Income and Profits," 11 *Am. Econ. Rev.* (Supp.), 148, 154 (1921); E. R.

A. Seligman, *Essay in Taxation*, 11th ed., p. 298. カルフォルニア州憲法一条一二項は、「合衆国法のもとで免税とされ  
ていない凡ての州内の財産は、その価値の割合に応じて課税されるものとする」と規定していたが、この規定に基づき州最高裁  
は、法人財産と個人持分の双方に課税する州税法を違憲とした (*Burke v. Ballam*, 57 Cal. 594, 600)。州裁判所の判決は、  
法人財産と株主の持分に対する課税が二重課税であつて、州憲法の平等条項、適正手続条項に違反して許されないとするもの、  
そもそも二重課税に該当しないとするもの、二重課税ではあるが立法府が望んだ以上許されるとするものなど多岐に渡つてい  
た。しかし、当時より、二重課税排除措置は富裕者優遇であるとの批判があつたことに注目すべきである (*R. I. v. reNew-  
port Reading Room*, 44 A. 511, 21 R. 1. 440 [1899])。しかし、以上の詳細は、別稿に譲りたす。

### 一 個人株主の受取配当

#### 一 三二年法の審議過程における受取配当控除

受取配当控除の廃止を求める要求は、早くも三二年法の審議過程で発せられた。即ち、財務省案はもとより、当初  
の下院歳入委員会作成の法案は、配当課税の点については、付加所得税率の引き上げ以外に、具体的提案を含むもの  
ではなかつた。ところが法案審議が下院の本会議に移つてから、歳入委員会は態度を変え、配当所得も普通税に服す  
るべきであるとの修正案を提出した。クリスプ歳入委員長代理は趣旨を説明し、均衡予算維持のための税収の確保は  
緊急の課題であり、また利子所得が普通所得に服する以上、配当所得も同様であるべきであると述べた。<sup>(2)</sup> この修正案  
は保守派議員の反対をうけたものの、<sup>(3)</sup> 一八〇対一〇五で可決された。<sup>(4)</sup>

ところが、フーバー政権の財務長官ミルズは下院の富裕者収奪税法案にはなほだ不満であつたが、受取配当控除の廃  
止にも強く反対し、下院案を、パートナーシップに比して小規模法人を甚しく差別待遇し、また事業回復に必要な株式  
による資金調達を阻害するものと非難した。<sup>(5)</sup> 保守的な上院財政委員会は、結局財務長官の意見を容れ、受取配当控除  
廃止(配当への普通所得税賦課)を提案しなかつたが、報告書においては、その理由を「一九一三年の歳入法以来、個

人の受けた配当は常に普通所得税を免除されている。この目的は重複課税の防止にある。下院案は右免除を廃止することにあるが、本委員会は現在の緊急時を以てしても、右重複課税を許容することを得ざるものと信ずる<sup>(6)</sup>と簡単に述べている。しかし、この理由付けは、ミルズ以上に、具体的分析を伴わない形式的、教条的なものといふことができる。かくして三二年法における受取配当控除の廃止は見送られたが、この時は、あくまで歳入調達のための緊急課税という色彩が強く、配当二重課税の問題点が広く討議されたわけではなかったといえよう。<sup>(7)</sup>

(1) Charles R. Crisp, ジャージア州選出。

(2) 但し、この提案は非常にドラスティックで異論が予想されるので、二年を限って実施されるべきであるとした。また二五〇〇ドル以下の総所得しか有しない法人からの配当は除外されるものとされていた。

(3) 「この歳入委員会の態度変更は」明らかに党派的な情勢展開だ、「これは二重課税である。再建、設備及び原料の取得、賃金支払及び営業費として必要とされる金銭を取得することが不可能となる。これは投資むけの金銭を有する人々を、産業界の防衛にまわし、企業、取引、今日の我國の利益のために必要とされている活力を提供するのではなくて、かわりに彼らの金銭を免税証券に当てさせ、その結果彼らがさもなくば政府に支払うべきすべての税を節約することへと、直接勧誘するものである」等の反対意見が述べられた(75 Cong. Rec. 7302)。

(4) 以上については、75 Cong. Rec. 7299—7310、を参照。

(5) 「この(重複課税の排除)取扱は企業資金を確保する上に、重要な役割を占めてきた。即ち優先株の売却による資金の調達に、重要な要素となっていた。優先株は社債に比し、優先弁済という点においては劣るけれども、普通所得税免除の特権を有する点から大なる誘引力を持つことを得た。配当に関する下院案の規定は、小規模の法人企業に打撃を与えるものである。少数個人により経営される法人にありては、高率の所得税以外に配当として分配される場合に、普通個人所得税を課し、単に普通個人所得税のみを課せらるる組合に比し、甚だしき差別待遇をなすものとなる。固より普通所得税免除の現行規定のみにては、差別待遇をなくしたものとはいえぬけれど、下院案の如く普通所得税を課するに至っては、それを益々甚しくするものである。小法人に付、下院案は総所得年二五〇〇〇ドルに過ぎざる場合、例外として配当に普通所得税を免除することにより、多少の緩和

を試みたるも、不充分というの外ないのである。この改正により多額の増収が見積られるにも拘わらず、予は従来の取扱いを以て健全にして改正を加うべきものにあらざと信ずる。事業界の回復は、一に新規事業に対する資本投下及び現在企業による資金調達にかかっている。そのため最も必要なるは株式による資金である。しかも法案は右法人企業に対する不当課税により、これを阻害せんとしているのである。」(野津・前掲書、一三八—九頁。但し、旧仮名づかいと漢字の一部を現代表記に改めた。以下「同」°。 Cf. Paul, *Taxation in the United States*, p. 157.

(6) 野津・前掲書、一四五—六頁。

(7) 本文及び註文中に、傍点を付した箇所からもその点を推知できよう。

## 二 三三年以降の受取配当控除に関する論議

三三年歳入法は、ローズヴェルト政権下の最初の税法である。ところで、N I R A 実施のためには膨大な予算を必要とし、公平の観点から配当課税の強化を求める声は、ローズヴェルトの登場とともに、一層拍車がかかった。以上のような状況を勘案すると、下院歳入委員会が、前年度と同様の根拠に基づき受取配当控除の廃止を求めたのは、当然であつたといえよう。<sup>(1)</sup> この提案は、下院本会議を通過した。<sup>(2)</sup> しかし、上院財政委員会は依然として配当二重課税を絶對惡とみなす思考を捨てず、またしても下院の提案を否決した。<sup>(3)</sup> しかし配当課税の強化を望む声は年々強かつたし、緊急の歳入調達の必要性は、他の代替的收入源を要求していた。そこで妥協としてハリソン上院議員が提案したのが、法人資本税、法人配当税、超過利潤税の三税の新設なのである。<sup>(4)</sup> だが上院本会議においては、この提案が支持され、両院協議会でも可決されて、結局、成立法となつた。

三税のうち、法人配当税とは、内国法人以外の配当受取者に対し、受取配当額の五%を消費税として課税するもので、法人が分配の際に源泉徴収するというものである。<sup>(5)</sup> これによって、従来、個人普通所得税を免除されてきた受取配当は五%の税を賦課されることとなつた。ところで三三年当時の税法(三二年法)によれば、個人普通所得税率

は、四%、八%の二段階税率であったから五%の法人配当税率は、普通税率を超過していることになる。<sup>(6)</sup>この様にして、三三年法においては、受取配当控除自体は存続せしめられたが、実際には、二重課税が一部実現されたことになつていたのである。

三四年歳入法は、「脱税防止、税制の簡素化、新財源の発見」に従事した下院歳入委員会小委員会の報告書に基づいてなされた「抜け穴封じ込め」税法である。受取配当控除の存廢は、小委員会及び財務省案の討議過程では問題として採り上げられたが、<sup>(7)</sup>いずれも具体的に廢止を提案はしなかった。小委員会は、代案として普通税率を四%の単一税率にするとともに、付加税率の引き上げ、付加免税点の引き下げ及び付加税への人的控除の適用によって、間接的に高額所得者の有する配当所得への課税を強化せんとした。<sup>(8)</sup>

しかし新財務長官のモーゲンソーは、付加免税点の引き下げは中所得者に苛酷な負担をもたらし、加えては付加所得税に人的控除を認めると逆に高額所得者を利ずるとして、この複雑な小委員会案に反対し、配当の利子所得に対しては別個の方法により課税強化を図るべく、また勤労所得に対しても別個の輕課措置がとられるべきである、と主張した。<sup>(9)</sup>

かくして出来上つた歳入委員会案は、小委員会案と財務省案の折衷であつて、普通税率は引き下げ、付加税率は引き上げたが、付加免税点は引き下げ、付加税に対する人的控除の適用は否定したから、これによって中所得株主に對する課税は強化されることになる。<sup>(10)</sup>以後の審議過程において、受取配当控除は、他の重要問題の影にかくれて多く討議されず、結局、三四年成立法における配当課税の強化は付加課税の強化という、実に徹々たる効果しか有しないものに留まつた。<sup>(11)</sup>

更に三五年法は、「富の再分配計画」に基づく大規模な富裕者課税法であつたが、受取配当控除は、特に採り上げら

れ、討議されることはないままに終った。

この様にして、「配当二重課税は不当である」との大命題は、依然存続を保ちえた。しかし、翌三六年に至り、この原理は予想外の方向からの波及をうけて転覆せしめられ、受取配当控除は廃棄されてしまった。しかしその経緯は、後の未分配利潤税の成立過程のところでもみることにしよう。

(1) 野津・前掲書、三三三頁。

(2) 同前、三三三頁。

(3) 野津・前掲書、三三四―三五頁には、受取配当控除の廃止に反対するニューヨーク州商工会議所の大統領宛の意見書が引用されている。いわく、「二重課税は一般原則上既に不可である。況んや会社は既に州及び連邦により、著しく重課せられている。即ち連邦所得税では原則として税率一三・七%、親族法人の連結申告に対しては一四・五%であるが、同時に少くも二〇州に於て、一%―六%の法人所得税が併課せられ、二、三の州に於ては税率更に高率に達している。配当所得に対する課税は同一の利益に対する附加税の徴収である。しかるに配当所得は既に附加税に服している。この二重課税を更に拡張することは絶対に不可である」と。

(4) 野津・前掲書、三三六―三七頁。

(5) 同前、三四一頁。

(6) 但し、三四年に至り、個人普通所得税率は四%の単一税率に改められた。

(7) 野津・前掲書、三六四、三六七頁。

(8) 同前、三七六頁。

(9) 同前、三八三頁。

(10) 野津・前掲書、三八七―八八頁。D. Lathman, "Taxation of Capital Gains, Tax Avoidance and Other Problems Under the Revenue Act of 1934," 23 *Calif. L. Rev.* 30, 47 (1934).

(11) Lathman, *op. cit.*, p. 47.

二 法人（株主）の受取配当

二の一 受取配当控除の制限↓後述第四款三（一八九頁以下）をみよ。

二の二 連結申告制度の廃止↓後述第四款二（一八二頁以下）をみよ。

### 第三款 留保利潤に対する課税

一 「不当留保」に対する課税

一 三二年法の審議過程における討議

不当留保利益税の非有効性は周知のこととなっていたが、三五年に至るまで、遂に重要な改正はなされなかった。しかし、その間、若干の抜け穴が封じこめられ、規定が合理化されるとともに、適用の強化も図られた。

その先鞭をつけたのが、ラ・ガーディア議員が三二年法の審議の際下院本会議において行なった本税に対する非難であろう。

ラ・ガーディア議員は、不当留保利益税の規定とそれを適用運用する財務省・歳入局の不徹底な態度に常々不満を有し、例えば二八年法審議の際にも留保利潤課税の必要性を力説し続けていたのであるが、<sup>1)</sup>三二年法審議の際にも、多数の法人が、合理的な剰余金を蓄積した後の利潤を配当として分配するかわりに、その金銭をコール・マネーに使用し、更には株式市場におけるギャンブルにさえ使用しているとして、不当留保利潤税の規定の中の「一応の証拠 (prima facie evidence)」を「決定的証拠 (conclusive evidence)」に改めて規定の強化を図るべきだと主張した。<sup>2)</sup>更

には、マクファーデン下院議員の提出した留保利潤課税案を支持し、財務省の立場を代弁するクリスプ議員との間に論戦を展開したが、この時には、マクファーデン議員の修正案の内容が不明確であったこともあって、彼の努力は実を

結ぶまでには至らなかつた。<sup>(3)</sup>しかし、議会で討論に刺激されてか、財務省が、三二年末から不当留保利益税の適用強化を図つたことは、数字の上にも示されているところといえる。<sup>(4)</sup>

(一) 二八年法審議の際の下院歳入委員会案は、グリーン議員の熱心な提案によるもので、持株会社に対する課税を不当留保利益税より除外するとともに、不当留保利益税の課税ベースに配当控除額及び合衆国公債からの利子を加えるべきであるというものであったが、これは上院財政委員会のうけいれるところならなかつた (cf. Seidman, *op cit.*, pp. 527-530, esp. p. 528)。なお、持株会社課税の点については、後述一九三頁を、グリーン議員については、前出、二四卷二号二九〇頁註(18)を参照のこと。

(二) 75 Cong. Rec. 6477-6478.

(三) マクファーデン議員の提案は、主として歳入をあげることとを目的として、法人の剰余金に毎年二%の税を課すべしとするものであったが、この提案は付加税通脱に利用されたか否かを問わず凡ての法人の剰余金に一率に課税することがときであつたため、剰余金への直接課税であり憲法違反であるとして多くの反対を被つた。そこでブランドン議員が「剰余金」を「利益剰余金」とする修正案を提出し、そのねらいを付加税通脱を目的として留保された剰余金課税にあると説明したが、これも立法技術的にはあまり精密とは言い難く、結局いずれの提案も否決されてしまつた (75 Cong. Rec. 6481-6486)。以下、討議の一部を訳出しよう。ラ・ガーディア議員「一〇四条は、もし正確に適用されるなら二%の剰余金課税よりも一畠山」もつと強力なものである。一〇四条の唯一の難点は、それが書物の上だけのものであつて、執行されてこなかつたということである。もし我々が「通脱を図る一畠山」これらの法人に一〇四条が到達するのを確保でき、又は書き改めることができるなら、私は他の変更を採用する必要はないと思う」。……クリスプ議員「ラ・ガーディア議員は、私が一〇四条を如何に理解しているのかを述べよう言われた。これは、法人が税を通脱するために分配を保留した時にそれら不必要に留保された剰余金が課税される様な何らかの方法を工夫しようと、財務省の専門家及び下院の立法起草する部局が一五年間にわたつて考察してきた問題である。……もちろん他のすべての法と同様、人間がこれを執行するのであり、私も時に事案を証明するための証拠を得るのが難かしいことは認める。決定は財務省の仕事である。しかしこの条文は、税を通脱するためにその利得を保有することを企てる如何なる法人も五〇%の税に服すると規定している」。ラ・ガーディア議員「もちろん我々は最後の努力の点には完全に同意する。私は単に、過去の経験に鑑み、

下院が想起している目的を達成するため、その中に十分な牙 (teeth) をもった必要な機構を備えるよう条文が起草されるべきだと考えたにすぎない。クリスプ議員「私は、財務省がそれを真剣に実施しようとしていると思っている。ウッドドラフ議員「その条文は今日規定されている様なものであるというのが貴殿のお考えか、また本法に規定された一〇四条は成功裡に実施されうるというのが財務省の専門家のお考えか。クリスプ議員「彼らは、それが彼らのなしうる最善だと考えている」(ibid., p. 6486)。

(4) H. J. Rudick, "Section 102 and Personal Holding Company Provisions of the I. R. C.," 49 Yale L. J. 171, 174, n. 24 (1939).

## 二 三四年法による若干の改善

さて、この間、財務省は若干ではあるが不当留保利益税の適用強化を図り、そこには多少の進歩がみられた。しかし、この間に個人所得税も大きく引き上げられ、法人税率と個人所得税率の格差は再び拡大したことから、利潤留保による付加税通脱のうまみもますます増大した。<sup>(1)</sup>従って、不当留保利益税が、それら通脱をいかほどに防止しうるかは、疑問視されていたのである。

さて、三三年一二月の人的持株会社課税を提案した下院歳入委員会小委員会の報告書(後述第一九四頁)は、不当留保利益税にも言及し、(1)現行の五〇%の税率は、高すぎて、十分な実施を計り難い<sup>(2)</sup>、(2)現行法は、法人の全所得を本税の課税所得としており、法人が分配した額を全然考慮せずに同一税率をもって課税しているが、かかる措置は不当であるので、留保額にのみ課税すべきである、<sup>(3)</sup>と述べ改善を促した。この二点には、財務省及び下院歳入委員会も基本的な賛意を表し、また上院財政委員会も下院提案の二五%税率を二五%、三五%の二段階税率に改め、他に若干の技術的修正を加えただけで、この提案を支持した。<sup>(4)</sup>かくしてこれらは、三四年法に規定された。

同時に、従来、本税は「株主に、対する付加税」を通脱するために利潤を留保する法人にのみ適用され、株主とは個人、株主を指すものと解されていたから、中間にトンネル会社を設立し、直接に株主に対する付加税ではなく、株主

の運営する法人に対する税を免れるという形式をとれば、本税を回避できた。この点は「corporate entity」の不当な強調である<sup>(6)</sup>との批判があったが、裁判所はこの解釈を支持し続けた。そこで三四年法は、従来の「For the purpose of preventing the imposition of the surtax upon its shareholders」の次に「or the shareholders of any other corporation」のセンテンスを追加してこの問題を解決した<sup>(6)</sup>。

この不当留保利益税は、後述の人的持株会社課税の対象となる法人には課税されず<sup>(7)</sup>、またパートナーシップ選択課税方式が認められている点は、人的持株会社課税の場合と同様である<sup>(8)</sup>。

(一) S. T. Dean “Decadence of the Corporate Device as a Means of Avoiding Surtaxes on Individuals,” 15 *Temple L. Q.* 65, 68 (1940) ; W. W. Grimes, *Surtax Rate Increase and Corporate Surplus Accumulations*, 10 *Tax Mag.* 403, 403 (1932).

(二) つまり、五〇%の税率は、もし分配がなされたら課されるであろう個人附加税率より高く、かつ、罰則税を課せられた留保利潤も、究極的に分配された時には個人附加税に服することの二点が理由として挙げられている (Seidman, *op. cit.*, p. 327)。

(三) 野津・前掲書、三七九頁 (Seidman, *op. cit.*, p. 329).

(四) 上院財政委員会は、課税所得額算定の変更に伴ない、歳入法の他の箇所でも利用されている用語との混乱を避けるため、従来の「純所得」を「調整純所得」に改めた (参照、野津・前掲書、四一五頁 (Seidman, *op. cit.*, p. 329)。「調整純所得」とは、「純所得」+「内国法人からの配当のうち控除を認められる額」+「国債利子」より支払配当額を減じた留保利潤額である (cf. J. J. Lang, “Surtaxes on Personal Holding Companies and Corporations Improperly Accumulating Surplus,” 13 *Tax Mag.* 274, 275—276 (1935) ; Mertens, *Law of Federal Income Taxation*, Vol. 7, p. 333 ; S. J. Sherman, *Taxation of Corporations Used to Avoid Taxes Upon Stockholders*,” 13 *Tax Mag.* 19, 82 (1935) ; Sutherland, *op. cit.*, p. 274.)。

(五) Mertens, *op. cit.*, Vol. 7, p. 332, n. 36.

(六) Mertens, *loc. cit.* の占位 (p. 332) *Mead Corp. v. Comm.* 38 B. T. A. 687 ; 116 F (2d) 187. が詳しく他に Dean, *op. cit.*, pp. 69—70 ; Sherman, *op. cit.*, p. 23, n. 12. 参照。

- (7) 1934 Act, § 102 (a). cf. Mertens, *op. cit.*, p. 332, n. 38; Sutherland, *op. cit.*, p. 274.  
 (8) § 102 (d). cf. Seidman, *op. cit.*, pp. 329—330.

### 三 財務省の適用態度

かくして、三四年には、財務省の本税適用を助力すべくいくつかの改正がなされたのであったが、これらの改正によつても、「付加税遁脱の意図」や「事業の合理的必要」という本税適用に必須の要件事実の立証責任を、財務省は減ぜられた訳ではないし、また適用に必要とされる情報の不足が解消されたのでもなかった。<sup>(1)</sup>従つてこの当時であつても財務省の本税に対する態度は、依然として気乗りのしないものであつた。<sup>(2)</sup>財務省のみるところ、「その剰余が、合理的な事業剰余か、あるいはその他の理由によつて株主より保留されたかを決定するのに困難を感じるような取締役などほとんどいない<sup>(3)</sup>」のであり、「本税は、明らかに適用されることを目的とする様な法人に対してのみ、厳格かつ公平に実施しうるもの」<sup>(4)</sup>なのである。かくして財務省の態度は、少なくとも「書かれたとおりに法を適用するつもり<sup>(5)</sup>」はあるが、更に積極的に「議会の意思を越えて、それを解釈で拡大しようなどという意図など有していない<sup>(6)</sup>」という全くいやいやながらのものだったのである。

財務省が、不当留保利益税の適用に積極的になるのは、やつと一九三七年になつてからである（以下、後述第三節二に続く）。

(1) Mertens, *op. cit.*, p. 338.

(2) また、財務省はこの税の潜在的不正さをひかえ目に認識したが故に、適用に消極的であつたといわれる(Mertens, *loc. cit.*)。

(3) —(9) 三四年発表の財務省の公式見解(official clarification)からの一節。そこで、不当留保利益税の適用を妨げる様々の難点としてあげられているものは、既に二七年の「内国歳入に関する合同委員会」の報告(本稿前出二四卷二号二九〇頁註(13))、

その他が指摘しているのと同様のものでも (Martens, *op. cit.*, pp. 338—339, n. 58.)。

## 二 留保利潤への一般的課税—後述第二節をみよ。

### 第四款 持株会社に対する課税

持株会社に対する非難は、二〇世紀初頭の革新主義が流行の頃は、おおいに華やかなものがあつたが、産業立国觀万能の二〇年代には、ほほ姿を消した。しかしその間に持株会社は長足の發展をとげ、数量も規模も拡大した。<sup>(1)</sup>その原因は種々考えられるが、結局のところ、持株会社が資本と経営権の集中を通して支配機構として、また州会社法その他の地域的制約を打破する強い競争力を有する機構として、優れて独占形成に寄与する点が大きく買われたということができよう。三二年の著書で、ポンブライトとミーンズは、「持株会社がなくても、確かに我国の支配的大企業の顯著な規模の上昇はありえたらう。というのは、拡張は、内部的成長、競争及び関連財産の完全取得並びに吸収合併、新設合併などによってなされることも可能だからである。しかし、他の会社の株式利益の獲得というパワーなくしては、——パワーこそが持株会社装置の本質である——より一層強大な business unit への資本の集中は、最近一〇年間の数値に示されたよりは明らかに緩慢な成長をみせたであらう」と述べているが、これは、独占形成に果たした持株会社の役割を適切に指摘しているといつてよい。<sup>(2)</sup>

更に、持株会社は、単に独占形成の手段として利用されたにとどまらず、種々の社会的悪弊をまきちらしたが、既述のごとく、この悪弊を有する独占形成手段としての持株会社も、株式熱にとりつかれて、むしろ利潤及び株価操作による株価の騰貴を欲する人々には害悪とは写らなかつた。大恐慌の発生、事業界支配者の權威の失墜、投機熱の反

省は、はじめて持株会社への批判を顕現させ、ニューディーラー及び進歩派の発言力の回復とともに、それを具体的に規制する施策がうち出されてくることになるのである。

(1) 二九年に、ニューヨーク証券市場に上場され活発に取引された五七二社のうち、九二社は純粹の持株会社、三九五社は持株会社兼事業会社であり、両者の合計は四八七社にのぼる。また純粹の持株会社のうち、一九一〇年以前に設立されたものは一五社、一九二一—二〇年間に二三社、一九二一—二八年間が五四社であった。二〇年代における流行を推知できよう(ハリーとマーンズ・北島忠雄訳『近代株式会社と私有財産』二五九—二六〇頁)。Cf. J. C. Bonbright and G. C. Means, *The Holding Company* (New York: McGraw-Hill, 1932), pp. 76—78; A. S. Dewing, *The Financial Policy of Corporation*, 5th ed., p. 1015; H. G. Gutmann and H. T. Dougall, *Corporate Financial Policy*, 3rd ed., pp. 596—597; H. L. Jome, *Corporation Finance*, p. 315; 大偶健一郎『株式会社法變遷論』一七九頁。

(2) デューイニングは、持株会社の長所として、①管理の便宜(分野別及び地域別会社をそのままの形態で統合できる)、②少額の創業投資によって多額の資本を支配できる、③種々の法的(規制特に州会社法)、制約からの解放を(Dewing, *op. cit.*, pp. 980—985)、④シヨームは、①人的考慮(合併と比べて会社経営の独自性を逸しない、旧商品名の維持、支配会社名の隠蔽、関税・州法からの解放等)、②政治的便宜(外国「州」会社への差別・忌避をはぐらかす)、③配置の簡便さ(吸収・合併に比べて手続的に簡易)、④財務操作の可能性(投資と支配のバラミッド化、利潤操作による利益の極大化の実現)をあげている(Jome, *op. cit.*, pp. 527—533)。これらの指摘は他の著書でもほぼ同様である。Cf. E. F. Donaldson, *Business Organization and Procedure*, p. 452 et seq.; Bonbright & Means, *op. cit.*, pp. 30—40.

(3) Bonbright & Means, *op. cit.*, p. 5.

(4) ガスマンとドゥーガルは、一九三五年の公益事業持株会社法制定の動機となつた公益事業持株会社の弊害を、①不都合で非経済的なシステムの成長、②株式の水増しと資本組入のインフレ化現象、③頭でっかち資本構成の形成(優先配当、社債の過剰化)、④逆なや貸付(upstream loans)、⑤会計操作と秘密化、⑥高額サービス、料金、⑦法人間取引による利潤捏造、⑧株式市場価格の操作、Gutmann & Dougall, *op. cit.*, pp. 602—605。Cf. Jome, *op. cit.*, pp. 534—543.

一 持株会社に対する課税の要求の増大

一 租税通税の最も行き渡った手段としての持株会社

持株会社を文字どおり、他の会社を保有し、株式管理と配当授受を業務とする会社と解すれば、これら会社に対して税法上、まず法人受取配当控除と連結申告制度の特権が与えられる。即ち、法人が他の法人より受け取る配当は、一七年法以来非課税とされたから、法人株主は個人株主に比較して格段に優遇された。<sup>(1)</sup> また、連結申告は、<sup>(2)</sup> 親子会社間の配当授受を非課税とし、相互の損益相殺による利潤縮減を認め、更に州特許税、取引税をも免税とするものであった。<sup>(3)</sup> そこで、持株会社に対する課税は、まず、法人間配当授受と連結申告に対する規制より着手されることになるのである。<sup>(4)</sup>

しかし、持株会社の有する税法上の利点は、前記のような消極的側面にとどまるものではなく、より一層多彩な利用が可能とされた。その最も単純且つ典型的な利用方法は、自己の保有株式、社債、その他の所得造出財産を出資して同族的な持株会社を設立し、以後の取引は専ら法人を通して行ない、そこから得た利潤配当を法人内に留保するというものである。<sup>(5)</sup> かくて法人設立者は個人付加所得税を免がれうるが、更に利子支払、自らの財産管理人たる自己への過大給与の支払等の技術を駆使する。<sup>(6)</sup> その際、不当留保利益税の適用が懸念される。しかし不当留保利益税は、とんど「空文」であったし、万が一適用が予想される場合には、法人を解散させ、法人資産の清算の手続をとる。三四年に至るまで、法人解散による清算は、株主による株式の法人への売却とみなされ、一二・五%という低率のキャピタル・ゲイン課税を課されるに留まった。かくして、株主は前記の設立—解散を繰り返せばよかったのである。<sup>(7)</sup>

(一) 本稿、前出二四卷二号二六五頁以下。法人間配当非課税措置は、当然のことながら、他法人の株式を多く有する大企業の税負

担を大きく軽減させており、減少額は企業規模に逆進している。しかし三〇年代には小規模会社の税負担もいくらか緩和されたから、法人税負担は中規模会社に重いピラミッド構成となっていた。また非課税措置の恩恵は、電灯、電力、自動車、航空機、砂糖、蒸気機関車、化学、石油等多くの会社が享受していたが、特に著しいのは、保険、銀行、投資信託等の金融会社であって、これら金融会社の税負担は、他の会社とは逆に二〇—三〇年を通じて年々減少している。以上から、法人間配当非課税措置が、二〇—三〇年代にかけての金融機関を中心とする企業合同に大きく寄与していたことが判らう。以上の詳細については、Hyming, *op. cit.*, pp. 56—63. 参照。

(2) 本稿、前出、二六九頁以下。前出拙稿においては、consolidated returnを「合同申告」と訳したが、一般に「連結申告」の訳が使用され、またjoint returnとの混同も考えられるので、以下では「連結申告」の用語を用いることにした。お詫びして御希望をお願いしたい。

(3) 連結申告制度には、註(1)の法人間配当非課税措置にみられるような顕著な傾向は見い出されない。連結申告の重要性は、好況よりもむしろ三〇年代の大恐慌期に増大したのであって、多くの法人が、子会社の損失を相殺して税負担を減少させるために、連結申告を利用した。Cf. Hyming *op. cit.*, pp. 45—52.

(4) H. M. Groves, *Postwar Taxation and Economic Progress*, pp. 89—96, 91.

(5) Dean, *op. cit.*, p. 65; Jome, *op. cit.*, p. 561; J. B. Libin, "Personal Holding Company and the Revenue Act of 1964," 63 *Mich. L. Rev.* 421, 422—424 (1965); Mertens, *op. cit.*, Vol. 7, p. 71; Sherman, *op. cit.*, p. 20.

(6) Latham, *op. cit.*, p. 40.

(7) *Ibid.*, p. 40, & n. 34.

## 二 批判勢力の台頭

さて、二〇年代には絶えて顧りみられることのなかった持株会社課税の主張は、三〇年代に入るや、たちまちにその勢いを増した。

既に指摘したように、不当留保利益税が「空文」で、持株会社が野放しにされていることに強い不満を有するラ・

ガーディアア下院議員は、三二年法審議の際に、持株会社の課税を求める提案を行なっている。この提案は問題が複雑すぎるとして、歳入委員会小委員会の今後の研究課題とすることとされたが、それをうけて、翌年には再び持株会社に対する課税問題が議会で討議され、「脱税防止、税制の簡易化及び新財源の発見」の研究に従事していた下院歳入委員会小委員会は、持株会社を「おそらく多額の所得を有する個人によって実行されている最も行き渡った形式は、財務の法人化の陰謀である」と決めつけ、上院財政委員会報告も「これら法人のうちの大多数は、実際は、株主に對する付加税の賦課を回避するというだけの目的のために形成されている」と信じられている」とその弊害を指摘したのである。

かくしてこのような動向の中で、三四年に私的持株会社課税が実現されるに至るのであるが、以下、それまでに至る具体的過程を追うことにしよう。

- (1) 本稿、前出、本号一七二頁。
- (2) 75 *Cong. Rec.* 6478—79. Cf. *Seidman, op. cit.*, p. 396. 本稿、後出、一九三頁以下。
- (3) *Seidman, op. cit.*, p. 394. Cf. *Donaldson, Business Organizations and Procedures*, p. 131; *Lang, op. cit.*, p. 278; *Latham, op. cit.*, p. 440, n. 32; *Lubin, op. cit.*, p. 423; *Mertens, op. cit.*, p. 70; *Sherman, op. cit.*, p. 19.
- (4) *Seidman, op. cit.*, p. 395. Cf. *Lang, op. cit.*, p. 279; *Mertens, op. cit.*, p. 70, n. 19; *Noteman v. Welch*, 26 F. Supp. 437, 442.

税法上の悪弊のみならず、持株会社の社会的害毒を重視する急進的な反独占主義者の攻撃は一層急激であり、例えば、自称「共和党のノリス上院議員は、同年の本会議で次のように述べている。『持株会社は、比較的言えば、現代的機構である。その存在に何らかの用途があるとしても、その用途は、持株会社の数とそれが課税の上のみならず、その他各々の点でもたらず害毒に比較すれば、実際非常に小さい。……持株会社が必要な何らかの場合はあるかもしれぬ。もしあれば、会議参加者はその問題を解決できるだろう。しかし持株会社の九五%は寄生虫である。それは大衆を欺罔し、無価値なものを得るといふ明白な目的のた

めに組織されている。様々の著書がこの実例で満たされている。私はかつて上院の演壇で、持株会社の手段を通じて生じたこと及びそれなくしては生ずるはずのないことで、一言注意を喚起しておいた。もし持株会社が繁盛するなら、結局その負担は、空中に築かれ且つ株式の極く少部分しか有しない者に最終的に支配されているピラミッド会社を支えねばならない人々にかかってくるのである。相対的に少ない投資しか行わない少数の者が、数百万にも値する財産を支配でき、且つ現にそうしているのである。しばしば、彼らは、自分自身の重さで倒れている。(ある著者が「鼎山」その論稿の一部で述べている。『しかしながら、近時の経験は持株会社の長所を想起するのを困難にしている』と。それは真実である。過去一〇年の間に人々を通じて我々が得た経験は、著者も言うように、長所を思い出すのが困難であることを示した。それはこの国においてマンモス・エビルにまでなつた。そして大多数の場合、それはまさに課税を回避するという目的のために組織されてきたと私は考える。』と (78 Cong. Rec. 6647)。また、ブラック上院議員もいわく、「私は持株会社は我国の事業構造の寄生虫以外の何物でもないと思う。私はそれが事業の経済的操業に何かを付け加えているとは信じない。私はそれが事業自身の最大の利益ではなく、また人々の最大の利益でもないようなピラミッド利潤を除いて、それが何らかの地位を占めているとは信じない。……持株会社は主として消費者を援助するためにも、正当な株主を援助するためにも、この国の健全で道徳的な事業構造に何物かを付け加えるためにも用いられていない。逆にそれは利潤を隠蔽するために通常用いられている。」と (78 Cong. Rec. 6467)。

## 二 連結申告制度に対する制限

### 一 三二年法による付加税賦課

三二年歳入法案作成の際、財務省は特に連結申告制度に言及せず、それをうけて下院の歳入委員会も従来の連結申告制度を改めようとはしなかった。しかし連結申告に対する批判は歳入委員会内部にも強く、歳入委員会は法案が下院本会議に移送されてから、妥協案として連結申告を提出する親子法人には一・五%の付加税を課すとの修正案を作成し下院本会議に提出した。この修正案はさしたる反対もなく一旦可決されたが、翌日に至つてキャノン議員があくまで連結申告制度の全廃を求める修正案を提出し論陣を張つたため、連結申告制度をめぐる論議はにわかに活気を帯

びるものとなった。連結申告制度は、既存の巨大会社とその親子会社間の損益相殺の特権をフルに生かし、弱小の競争会社を放逐するのに便宜を与えている、あるいは株価操作によって支配株主が小株主を締め出すのに利用されている、というのがキヤノン議員の主張であった。<sup>(2)</sup> この提案は少なからぬ支持を得たが、進歩派の大先輩であるガーナ議員が、付加税賦課によって生じる効果を通じて連結申告制度の長短所をテストする期間が必要であること、急激な全廃は上院の支持を得られないこと等を理由にキヤノン議員を説得したため、<sup>(3)</sup> 一・五%課税の歳入委員会修正案がそのままに可決された。

さて舞台は上院に移されたが、この一・五%課税案にさえ、フーバー政権の財務長官ミルズは猛反対し、一九二八年の上院財政委員会報告を引用しながら、下院案を「何ら適当な理由を発見することを得ないもの」<sup>(4)</sup> と批判した。上院財政委員会はこの見解を支持し、「現行法及び規則中の連結申告条項は、健全な会計慣行を承認し、納税義務が、全体としての企業の真の純所得の基礎に基づき決定されるべきことを要求したものである。この特権から如何なる不適当な利益が得られるものでもない。委員会は、これが我が税法の行政的観点及び納税者の便宜の観点より非常に望ましいものと信ず」<sup>(5)</sup> と述べ、理由は、二八年法審議の際の上院財政委員会報告と同じであるから、再述する必要はないとした。

上院本会議もそれをそのまま承認した。下院の危惧がまさに当った訳であるが、三二年法は、緊急の支出に備えるために早急な通過を要請されていたことから、直ちに両院協議会で妥協が図られ、三二・三三年の二年間に限り<sup>6</sup> %の付加税が課せられることとなり、連結申告の制限を求める下院の要求は、どうにか日の目をみることになったのである。<sup>(6)</sup>

三三年のNIRA税法は、期限切れとなった連結申告に対する課税を更に二年間延長することとし、税率も更に<sup>4</sup>

説  
%引き上げて一%としたが、その審議過程で、さしたる論議はなされなままに終わった。<sup>(7)</sup>

論

(一) 参照、75 Cong. Rec. 6971. のクリスプ議員の発言。

(2) キャノン議員は、「この修正案は我々の最大の法人の免税を大幅に減少させることによって予算の均衡を援助する手段を提供するのみならず、多数の支店を有する法人が競争を破壊し、同じ事業に従事する小規模で独立の法人を排除することによってもたらされる不公正な競争の同盟者に政府がなるのを防止するものである。法律のこの条項は連鎖法人に、個別法人に優る不当な優遇を与えるものである。この条項を廃止し、法律が関係する限り小規模法人及び独立の法人を同等の優遇の平面に置くことのみがアメリカ的フェアプレーである。」(75 Cong. Rec. 7124—25.) と前置きした後、以下のような具体例を示している。

「例えば、株式会社デュポンを採り上げてみよう。デュポンは多種のサービスの供給する数えきれないほどの子会社を有しており、多種の日用品を生産している。「中略」同一の会社が売り手であり買い手であり、またその生産物の生産者であり消費者であるのだから、実際にある会社が、年間、損失を示すということは、単なる帳簿上の問題にしかすぎない。我々がこの修正案により廃止をめざしている法律のこの条項のもとで、本店はこのようなペーパー・ロス<sup>(8)</sup>を他の子会社の利潤より差し引くことを許され、その税を多額にわたって減少させることができる。例えばゼネラル・モーターズのような会社は、この抜け穴の恩典を利用することにより、それが作成するあらゆる申告書中の控除額を増大させるほどの損失をその材料子会社や付属品会社の中に表示することができる。巨大な石油会社や石炭会社は、その帳簿上の支店が親会社の控除を増加させるために多額のペーパー・ロスを負担させた輸送子会社、パイプライン、鉄道会社及びその他の多数の親子会社を通じて、毎年課税を免がれている。実際、我國のすべての動力公益会社がこの控除にあずかっている。

そして、特に、チェーン・ストア<sup>(9)</sup>が、この有害な法の恩恵を享受している。チェーン・ストア<sup>(9)</sup>がその利益を享受する一つの方法が存在する。親法人、母体組織は、おそらく合衆国のすべての州に支店を有している。これら個々の支店は納税申告を作成しない。現行法下では、中央機関がすべての支店のための連結申告を作成し、控除の長大なリストを引用することができる。しかし、チェーン・ストア<sup>(9)</sup>が競争している独立の商店は、その店自身の申告を作成するよう要求される。独立の商店は、その利潤を相殺するための紙上の幽霊損失を有せず、控除をそこから引き出すための簡便な源泉も有しない。つまりその税の全額を

支払わねばならないのである。

その結果、チェーン・ストアは課税を免がれるのみならず、法を競争を排除するために使用しているのである。新しい地域にチェーン・ストアが設立される時にはいつも、あるいは競争が手におえなくなるといつも、チェーンは、通りの向いの地元商店が窮地に陥り店をたたむか売り出すまで故意に価格を引き下げ赤字で経営する。チェーンのこの支店の損失は、他の支店で造出された利潤より納税申告書の中で控除する。かくしてチェーンは地元商人をつぶし、課税を免がれる。そして競争が排除された後で、チェーン・ストアは利潤ベースにまで価格を引き上げ、その損失を取り返し、そして新支店開店の準備をしその領域に入り込もうとする独立商人を締め出す準備をするのである」(75 *Cong. Rec.* 7125. Cf. *Seidman, op. cit.*, p. 483.)

「チェーンは、小株主を冷遇し追い出すのに連結申告を使用している。彼らはある特定の支店又はある特定の工場が特に利潤に富むことを発見する。関連子会社によって提供される原料、サービス及びその他の生産項目価格の吊り上げによって、あるいは更に消費子会社によって、その製品に支払われる価格の引き下げのために、その支店又は工場は利潤のかわりに損失を示はじめる。配当は下落する。そして小株主はその株の売却を余儀なくされる。そこで、チェーンは他の支店の少数株主を冷遇して締め出し、所得は増加する。その間、内部の操作が小羊を収奪し、チェーンは彼らの支払う税を控除するためのヘーパー・ロスを用いることによって財務省の経費でそれを行っているのである」(75 *Cong. Rec.* 7126)。

(3) 75 *Cong. Rec.* 7127.

(4) 彼は、一九二八年の上院財政委員会報告を引用したあと、「この連結申告により、所得税を全体としての真の利得に適合せしむることを得るのであるにもかかわらず、この健全なる方法に對価を要求し、特別課税をなさむとする下院案規定は削除されるべきものである」と述べている(野津・前掲書、一三七頁)。

(5) *Seidman, op. cit.*, p. 482. 野津・前掲書、一四五頁。従つて上院財政委員会は健全な会計慣行と税務行政上の便宜を主張するので、下院の「連結申告は全国に連鎖を有する独占的大企業を利するものであつて、その利益に特別課税するのが下院案の理由である」(野津・前掲書、一三三八頁)との点には、何ら反論したことになつていない。

(6)(7) Cf. A. A. Ballantine, "The Corporation and the Income Tax," 22 *Harrv. Bus. Rev.* 277, 278 (1943); S. Bitman, "Consolidated Returns in the Federal Tax System," 8 *Nat'l Tax J.* 260, 262 (1955); Hymning, *op. cit.*, p. 44; Latman, *op. cit.*, p. 45, n. 60; 野津・前掲書、一五五—一六頁、三四三頁。

## 二 三四年法による連結申告制度の廃止

論

さて、三三年一二月、連邦議院に提出された先に述べた下院歳入委員会小委員会の租税回避の防止に関する報告書は、連結申告廃止運動は既に一九一八年以来存在することを指摘し、特にこの不況時に大企業を利し、税の繰延べの特典を与える連結申告制度は全廃されるべきであると主張した。<sup>(1)</sup>しかしこの提案に対してはまたしても財務省が反対し、連結申告こそ親子法人の所得の正確な表示であり、個々の法人は法技術的には separate entity であるが、実際の事業目的よりすれば一企業の支店支部にすぎないこと、このことは確立された事実であつて今さら個別に所得及び控除額を決定するのは不可能であること、連結申告を廃止して親子法人間の取引を認めると、不正、遁脱のための契約が締結されやすく、連結申告はこれをチェックするために不可欠であることなどを理由に、「省は、連結申告の廃止は、もし存在したとしてもわずかの歳入しかもたらさない逆行であると信ずる。逆に現在の制度には、納税者のみならず財務省にとつても節約が存在する。法の執行は確立された事業慣行に一致しているが故に、簡潔である。財務省は、わずかに一つの親会社のみを取扱えばよい。納税者にとつても、個別申告の要求は、租税目的のために個々の帳簿セットを備えつけるための多額の経費の増加を引き起こし、それ自身望ましからざる結果をもたらす」と主張した。<sup>(2)</sup>これは財務省の伝統的見解であつて、政権交替にもかかわらず、財務省の信念は少しも動じなかつたといえる。<sup>(3)</sup>

下院歳入委員会は、小委員会の指摘を正当と認めながらも、財務省の主張にも揺り動かされ、結局幾多の論争を重ねた結果、連結申告制度自体は存続させ、付加税率を二%に引き上げることとした。<sup>(4)</sup>下院本会議では、これに対して様々の批判が加えられたが、結局、この案が承認された。<sup>(5)</sup>もとより上院財政委員会に異議のあるはずがなく、上院財政委員会は、下院案を全面的に支持した。<sup>(6)</sup>

しかし上院本会議には、ラフォレット、ノリスらの強敵がまぢかまえ、存続案に対する猛反対運動を開始しはじめ

たため、連結申告をめぐる長年の論争は、遂にここに最大の山場をむかえることとなった。<sup>(7)</sup>そしてその主役は、幾分か芝居がかったアイダホ州選出のボーラ共和黨議員であった。

ボーラ議員は、「私には、凡てのものにも増して、税法は公平であるべきであり、凡ての者に対して同等に平等であるべきであると思われる。そして巨大な持株会社に利益を賦与する連結申告は、凡ての税を支払う独立法人にとって大きな不利益である。連結申告は、小法人が他の点で有している不利益に加えられるなら、小法人が事業を継続するのを困難にするような障害のもとに小さな独立した法人を置くものである。その結果、日毎にさらに年毎に、小さな独立した法人は吸収合併つまり滅亡を受けいれることを余儀無くされるのである。一体何故に、政府が税法を通して大法人に好意を示さねばならないのか」と前置きした後、セネラル・モーターズ、セントラルガス電気会社、セントラル公益サービス会社、その他の大持株会社の例を挙げながら、それらの会社が連結申告によっていかに多額の節税を行っているかを指摘し、「今や、諸君、連結申告が、独立法人を陵駕する実業界における恩典を持株会社に与えるべく機能しているという事実を前にして、我々は如何なる理論に基づいて租税問題中の連結申告に恩典を与えねばならないのかを問いたい。〔中略〕何故これら法人が分離及び独立申告をすべきでないのかについて、公平の点でも実務の点でも何の理由もない。そして我々が、持株会社は連結申告を提出できないと規定することによって、我々は凡ての法人を同一基盤におき、各々および凡ての法人を公平原則に基づき取扱うのである」と、連結申告の廃止を主張した。<sup>(8)</sup>

この提案には、財政委員会を代表してハリソン議員が直ちに反対したが、逆にクーゼンス及びノリス両議員が廃止案を支持し、特にノリス議員は様々の具体例をあげながら、持株会社をきわめて強く批判した。<sup>(9)</sup>そして投票の結果、これまで常に下院の廃止提案を否決してきた上院は、賛成四〇、反対三七、棄権一九で、廃止案を可決したのである。<sup>(10)</sup>

そこで舞台は両院協議会に移され、上・下院の間で調整が図られることとなったが、下院はもともと連結申告廃止

説  
論  
に反対ではなかったから、廃止案が採用され、これが両本会議の賛成をえて法律となった。この結果、連結申告の提出は、鉄道会社を除き、全廃されることになったのである。

(一) 「連結申告を提出する特権が、我が国に現存する巨大な法人集団に対する実際の利益であることは否定できない。このことは特に不況の年度において真実である。というのは、連結申告の効果は、ある法人の損失が他の法人の純所得及び税を減少させるのを許すことであり、不況期には一層多くの損失が生じるからである。連結申告の他の効果は課税の繰延べである。このことはつまり、課税目的にとって法人間取引においては如何なる利潤も実現されないからであり、連結グループの製品における利潤は、グループの他のメンバーの手をくぐることによって、製品がグループの外の者に向けて処理されるまで課税されないからである」(Bitman, *op. cit.*, p. 263, n. 8; Hynning, *op. cit.*, p. 44.)。なお、野津・前掲書、三八〇頁参照。

(2) Bitman, *op. cit.*, pp. 263—264; Hynning, *op. cit.*, p. 44. cf. Latham, *op. cit.*, p. 46, n. 61; R. N. Miller, "The Taxation of Intercorpany Income," 7 *L. & C. P.* 301, 307, n. 19.

(3) Hynning, *op. cit.*, p. 45. の詳細参照。

(4) Seidman, *op. cit.*, p. 377. cf. 78 *Cong. Rec.* 2511. この点については、更に 78 *Cong. Rec.* 2511, 2607—8, 2664—65. のドートン蔵入委員長、蔵入委員会の有力メンバーであるウインソン及びサミエル・B・ヒル議員の趣旨説明参照。

(5) 78 *Cong. Rec.* 2664—65, 2831, 2810. のマクファーデン、マクリントク、コーコラン各議員の批判参照。

(6) Seidman, *op. cit.*, p. 277. の上院財政委員会報告及び 78 *Cong. Rec.* 5847. のハリソン上院財政委員長の趣旨説明参照。

(7) Hynning, *op. cit.*, p. 45.

(8)(9) 78 *Cong. Rec.* 6463; Miller, *op. cit.*, pp. 307—308.

(10) 78 *Cong. Rec.* 6464—65. この部分は、前出一八一頁註(4)に訳出した。

(11) 78 *Cong. Rec.* 6466; 野津・前掲書、四〇三頁。しかし、翌日に至って、ハスチング議員が廃止案の再討議・再投票を求める動議を提出して、連結申告存続を主張したために、またしても論議が蒸し返されたが、討議内容としてはこの日の方が充実していたといえる。ハスチング議員の提案は賛成一九、反対五八、棄権一九で否決され、連結申告復活はならなかった(78 *Cong. Rec.* 6554—60.)。

(12) 鉄道会社のみが除外された理由は、鉄道会社は州法によって、財産の存在する州内に分散している財産を合体することを要求されており、またI.C.Cもそれを認めているからであるといわれ( *Biltman' op. cit.*, p. 284. cf. *Seidman, op. cit.*, pp. 379—380.)。

(13) 連結申告に対する賛否は、先にも述べたように、税務行政と会計実務の簡便に利するという実益に着目するか、あるいはそのもたらす弊害に着目するかで、全く異なったものになるといえる。会計慣行と税務行政の便宜を理由に、*Ballantine, op. cit.*, p. 283; *Biltman, op. cit.*, p. 46. が廃止に反対し、*Miller, op. cit.*, p. 308. は、更に租税を持株会社規制に利用せんとする急進派の意図を非難する。しかし逆に、*H. M. Groves, "A Tax Policy for the United States (IV)," 78 The New Republic* 12, 14 (1934). は、複雑な法人組織は明らかに反社会的であり、連結申告の廃止はこれを弱める効果があるとして、廃止措置を支持している。なお連結申告廃止の具体的効果については、*Hyming, op. cit.*, pp. 49—52. を参照されたい。

### 三 法人(株主)の受取配当に対する課税

#### 一 三四年法審議の際の論議

持株会社に対する規制を求める声が強くなるにつれて、連結申告と並んで非難の的とされたのが、法人に対する受取配当非課税措置であった。むしろ、連結申告よりも受取配当非課税措置の方が、複雑な会計帳簿上の操作を必要とせず直接に持株会社の税負担を減少させるものであったから、持株会社発展に貢献した度合は大きいといえよう。

さて、三二年法審議の際には、既に各所に見たように、従来進歩派議員が抱いていた要求が一気に押し出された感があったが、法人の受取配当非課税措置は手がつけられないままに終わった。<sup>(1)</sup>

三四年法の立案にあたって、この点はさしたる討議もなされず、審理は順調に上院まで進んだ。上院本会議に至ると、連結申告廃止に勢いをえたボーラ議員が、法人の受取配当控除の廃止を求める修正案を提出し、それには、ノリス議員の説得的な支持があったが、この提案は否決された。<sup>(2)</sup>

(1) 但し、非課税法人よりの受取配当は、二重課税を生じないものとして、課税されることになった (Seidman, *op. cit.*, pp. 430—431.)。

(2) ポーラ議員は二度にわたり、廃止を求める修正案を提出したが、第一回目の主役はむしろノリス議員であった。ノリス議員は「もし、持株会社が何らかの金銭を得たなら、会社は税を支払うであらう。もし法人が金銭を得たなら、それが課税に服するに十分である限り税を支払うであらう。この修正案は、申告書を提出する法人が、その法人により所有された法人が造出し、何らの税も支払わない利潤を控除するのを防止するためのものである」修正案はこれら「銀行、保険会社等」[晶山]の持株会社に税を賦課することを規定はしない。しかし、もし会社は利潤を得たなら税を支払うべしとは規定する。一体、何が悪いのか。もし会社が利潤を得ないのなら、税を支払わないだろう。もし他の会社に対する投資があれば税を賦課するという規定は修正案の中にはない。しかし、もし他の会社が売却され、取得法人がその会社を事業として運営し、そこで所得税法に服する金銭が得られた場合に、一体何故に法人は利潤に対する税を支払うべきではないのか」と述べ、持株会社規制のために受取配当課税が必要なることを主張したが、ハリソン議員が、本提案は持株会社規制の範囲を逸脱して法人一般に二重課税せんとするものであり、連結申告廃止との関連も薄いとして反対し、投票の結果、賛成三三、反対三九、棄権二四で否決された。なお、ポーラ議員は、提案者でありながら投票の際には反対に廻っている (78 Cong. Rec. 6467—6471, Seidman, *op. cit.*, p. 314.)。

更に翌日、ポーラ議員は、受取配当控除廃止案の再審議・再投票を求める動議を提出したが、これはハスティング議員の提出した連結申告廃止案の再審議・再投票を求める動議の審議を妨げるのが目的であり、ハスティング議員の動議が前述のとおり否決される(前出一八八頁註[11])と同時に、それを撤回している。従ってそこに特にみるべき主張はな(78 Cong. Rec. 6554—6561.)。

## 二 三五年法による部分的課税の実現

さて、上記の動向に決定的推進力を与えたのが、三五年六月の「富の再分配」を提唱したローズヴェルトの教書である。彼はその中で、「実際には単一の組織として運営されているにもかかわらず、一つ一つが技術的に小規模企業に区分せられるような多くの子会社制度を通じて法人所得に対する累進税の通脱を防止するために、規定が設けられるべきである。かかる通脱を防止する最も効果的な方法は、法人によって受領される配当に対する課税であらう。但し

少額投資家に危険分散の利益を得させるのを認容する役割を演じ、公的規制に服する善意の投資信託は、この税を免除されるべきである」と<sup>(1)</sup>と具体的提案を行った。しかし、この提案に対して下院歳入委員会は消極的で、「この法案中に規定された緩慢な〔法人税率の「嵐山」〕累進度を考慮すると、当委員会は、かかる税が遁脱を防止するために必要とは考えない。むしろ持株会社のチェーンの規制に関連して、提案の利点を後日考察すべきことを提案する」と<sup>(2)</sup>述べ課税の提案を渋った。これに対し、本会議において一部の議員は強い不満を示し、歳入委員会の態度は大統領の要請を無視するものであるとして課税を求める修正案を提出して抵抗したが、結局、ドートン歳入委員長の、本歳入法は、既にある法人株式税のほかに、(下院案によれば) 一三・二五—一四・二五%の累進法人税、超過利潤税を法人に課すことにしており、「これは今日法人に賦課するには十分な税であり、これ以上の税は不当である」「我々は政府の経費を支弁するために収入をあげることのみならず、事業が復興するべく事業に活力を与えるよう努めているのである」との主張に押し切られてしまった。

しかしこの頃より、財務省は、大統領の種々の要求を実現すべく活動しだし、上院財政委員会の公聴会に登場した財務省顧問のロバート・H・ジャクソン氏が、「法人間配当は、複雑な法人構造によって引き起こされ、増幅された大部分は不必要な取引である」が故に、累進法人税構造を保護し、更に法人構造の簡素化を図るために法人間配当課税が必要である旨を証言した。<sup>(3)</sup>そこで、上院財政委員会は大統領及び財務省の意向を容れ、受取配当の八五%を総所得より除外して残り一五%に法人税を課税する提案を行った。<sup>(4)</sup>ここに全額非課税を主張する下院案と八五%非課税を主張する上院案が対立することとなったが、両院協議会では、九〇%を非課税として、一〇%にのみ課税することで、妥協が図られ、それが成立法となった。三五年法によれば、法人税率一二・五—一五%とされたから、実際にこれによって法人が被る負担は二%前後にすぎないが、「受取配当に対する課税は二重課税である」という大命題が覆された

点で、むしろ原則の勝利に着目すべきであらう。<sup>(6)</sup>

- (1) Roosevelt, *Public Papers and Addresses*, Vol. 4, pp. 275—276.
- (2) Seidman, *op. cit.*, p. 289.
- (3) マクファーレン、ソートホフ両議員がそれである。ソートホフ議員は、もともと一九一三年法は法人の受取配当控除を認めていなかったこと、この一〇〇%控除が持株会社に対する補助金及び特権賦与と化し、社会的に望ましからざる経済的に不正な法人の複合化と法人利潤の重畳をもたらしていること、持株会社は政府より様々の便益を受けているのだから、*excise tax* を支払うべきことなどを主張し(79 *Cong. Rec.* 12319—20, 12424)、マクファーレン議員は、巨大大人が無数の持株会社を通じてその組織を更に複雑・複雑化することを防止し、課税と政府による適切な規制を回避することを防止するために課税が必要であると主張した(79 *Cong. Rec.* 12327, 12424)。

(4) 79 *Cong. Rec.* 12424—25.

(5) Miller, *op. cit.*, p. 302. 参照、野津・前掲書、四四七頁。

(6) (7) Seidman, *op. cit.*, p. 289.

(8) Hynning, *op. cit.*, pp. 57—53. は、この課税措置が法人累進税を免れるための会社の分散を防止する *“shield”* な効果はあるが、あまりに税負担が軽すぎ、全体的にみるとむしろ取るに足らないものだったという。

#### 四 人的持株会社に対する一般的課税

##### 一 序—三四年法以前の状態

繰り返した述べたように、不当留保利益税が無力であることは、進歩派議員のみならず財務省及び大方の納税者の認めるところであったが、決定的な処方箋のないままに放置されていた。個人株主に対する付加税を遁脱するために法人利潤を企業内に留保する傾向が、一般的にいつて大法人よりも小法人乃至少数の株主、同族関係人によって運営され

る閉鎖会社に多く、そのうちでも特に富裕者により経営される閉鎖会社に多いことも、よく知られたところであった。そこで三四年の下院歳入小委員会報告は、これら法人を「財布の法人化」とよんだのである。

さて、既に判明しているように「個人事業—パートナーシップ—法人」間の公平課税を図るためには、一般的に法人の留保利潤に課税する必要があるのであるが、その前段階として法人のうち特にこれら付加税通脱のための法人に個別に課税する方法も、租税通脱の防止を通じて公平課税の実現という点で重要な意義を有している。即ち、とりあえず、これら「財布の法人化」を企てる法人に対しては不当留保利益税の課税要件である「付加税通脱の意図」事業の合理的必要」などをはずすことが考えられるということになる。

その試みは、実は既に一九二八年法審議の際の下院の動きの中にみられた。この年、ガーナ、グリーン、ラ・ガーデアなど、率いられた下院の歳入法案審議は活気をおびたが、特にグリーン議員の努力により、下院案の中に、不当留保利益税を二分し、人的持株会社 (personal holding company) には純所得の三〇%と配当控除額及び合衆国債利子の合計額を超過する未分配利潤に未分配利潤の二五%を課税するとの規定が設けられた。しかし保守的な上院財政委員会は例によって留保利潤課税が事業に必要な利潤の蓄積と健全な企業慣行を無視するものであり、二四、二六年法により不当留保利益率が引き上げられたから下院の提案は不必要であると反対し、結局、この試みは失敗に終わった。<sup>(1)</sup>

更に三二年法審議の際、グリーン議員の主張を継受したラ・ガーデア議員は、歳入委員会において活発な主張を繰り返し、更に下院本会議にもこの提案を「不当留保利益税の有する通脱の可能性及びその執行の不十分さを除去し、条文を明瞭にするため」<sup>(2)</sup>に提出したが、この時には、問題があまりに複雑で慎重な研究が必要であるとの理由で、性急な審議はさし控えられ、結局、審議はなされなままに終わった。<sup>(3)</sup>

(1) *Seldman, op. cit.*, pp. 396—397.

(2) 75 *Cong. Rec.* 6979.

(3) *Ibid.*, pp. 6978—79.

## 二 三四年法による人的持株会社課税の実現

以上のような経緯を通じて持株会社に対する風当たりは次第に強くなっていったが、それを決定的にしたのが、三三年末に発表された「脱税の防止、税制の簡素化及び新財源の発見」のための下院歳入小委員会の報告書である。小委員会は、報告書の中で、持株会社を「財布の法人化」とよび、具体的に人的持株会社課税を提案したが、それは三二年法審議の際のラ・ガーディア提案とほとんど異なるものであった。<sup>(1)</sup>

この歳入小委員会の課税プランには、歳入委員会及び上院財政委員会が全面的に同意したが、<sup>(2)</sup>それら報告書は、個人的に設立された法人が富裕者の租税遁脱手段として広範に利用されていること、不当留保利益税がほとんど機能していないので条文を二分してこれらの持株会社には「自動的」に<sup>(3)</sup>課税する必要があることを指摘し、更に上院財政委員会は、非難を和らげるため「多くの者が、これらの人的持株会社に賦課される附加税を苛酷な手段とみなすもの」と思う。しかし事業の性格及び株主数故に本条の範囲に含まれる法人は、株主にその調整純所得の少くとも九〇%を分配することにより、いつでもこの税を免れることができる。株主はもちろんその分配に対する累進附加税に服するだろう。それ故、本条は、株主に対する附加税を減少させるために利用されているような法人を除き、いかなる法人に対しても実際の艱難として機能するはずはないのである。<sup>(4)</sup>とのコメントを付け加えた。

この提案に対する財務省の態度は不明瞭なものであった。財務省は、持株会社を通じた附加税遁脱が行なわれていることは認められたものの、歳入小委員会案が「あまりに特殊であり、容易に回避されうる」<sup>(5)</sup>小委員会提案のごとき方法

によらなくても別に現行法強化の途あり」として不当留保利益税の現状維持を主張したが、歳入委員会が人的持株会社課税案を提案すると、しかたなくこれに同意した。<sup>(6)</sup>

本会議における審議は、下院がクローズド・ルールを採用したために簡単な討論の後、無修正で可決され、上院もこれに満腔の賛意を表したが、細かい点で重要な改正をいくつか加えてこれを可決した。<sup>(7)</sup>

- (1) 野津・前掲書、三七八—九頁。
- (2) Seidman, *op. cit.*, pp. 394—396.
- (3) *Ibid.*, pp. 394, 395.
- (4) *Ibid.*, p. 395.
- (5) J. B. Libin, "Personal Holding Companies and the Revenue Act of 1964," 63 *Mich. L. Rev.* 421, 423, n. 8 (1965).
- (6) 野津・前掲書、三八四頁。
- (7) Cf. Seidman, *op. cit.*, p. 396; 78 *Cong. Rec.* 2512.
- (8) 78 *Cong. Rec.* 2510—11, 2608, 2789—90. に簡単な趣旨説明がある。
- (9) 下院案は、本税を「人的持株会社に対する税 (tax)」との表題のもとに一〇三条に規定したのに対し、上院財政委員会はこの「正確に、財布の法人化」に包含されない多数の会社に重い罰則税を課す」おそれがあると反対し、三五一一条 I A に独立に規定することとし、表題も「人的持株会社に対する付加税 (surtax)」と改めた (Seidman, *op. cit.*, p. 395; Lang, *op. cit.*, p. 278; Mertens, *op. cit.*, p. 72, n. 28)。なお、これ以外の細かい修正については、後述する(2)を参照。

### 三 人的持株会社課税の内容

人的持株会社課税は、さしあたり不当留保利益税の拡大と位置付けられ、一般的な留保利潤課税と性格を異にする。即ち人的持株会社課税は、法人企業が、パートナーシップ、個人事業に比較して一般的に有している税法上の優遇に着目して課税されるのではなく、<sup>(1)</sup>あくまでも株主に対する付加税の遁脱の防止を目的とする罰則税である。<sup>(2)</sup>

そこで従来の不当留保利益税は二つに分解され、一方は従来どおり凡ての法人を対象に「付加税遁脱の意図」を要件として賦課されるが、他方でそこより分離された人的持株会社には「付加税遁脱の意図」に關係なく、あるいはその「黙示の推定」の上に「自動的」に罰則税が賦課されることになったのである。

本税を賦課されるのは「持株」会社であり、しかも「人的」(Personal)なものに限られる。そのうち「持株」会社か否かを決定するのは「総所得」テストといわれ、総所得の八〇%以上が、特許料、配当、利子、年金及び株式又は証券の売却よりなる利得よりなる法人がこれに該当する。なお、下院案には更に「賃貸料」(rent)が含まれていたが、上院財政委員会はこれを削除した。次に「人的」か否かを決定するのは「持株所有」テストといわれ、各種の調整規定が設けられているが、結局、課税年度半期の社外株式の価額のうち五〇%以上が、五人以下の株主によって又は彼等のために、直接間接に所有されている場合がこれに該当する(但し、銀行、信託会社、生命保険会社、保証会社 (surety company)、更に一般非課税法人は、本税より除外される)。

課税所得は「未分配調整純所得」(undistributed adjusted net income)と名付けられるが、まず「調整純所得」とは、配当控除されずに計算された純所得より、(a)連邦所得税、戦時利得税、超過利潤税(但し本条による税を含まない)、(b)一定の寄付金、贈与、(c)資本的資産の売却又は交換による損失、を控除したものであり、そこより更に、(a)人的持株会社より受領した配当額を超過する「調整純所得」の二〇%、(b)一九三四年一月一日以前に発生した債務の償還のために既に使用され又は準備された額であつてサイズ及び期限が合理的なもの、(c)課税年度内に支払われた配当、が控除されて、「未分配調整純所得」が算定される。

以上の課税所得を、不当留保利益税のそれと比較してみると、人的持株会社税には、不当留保利益税に認められない以下の五つの控除、即ち①連邦所得税、戦時利得税、超過利潤税、②寄付金、贈与、③キャピタル・ロス、④二〇

の留保金、⑤債務償還額及び準備金、の控除が認められる。<sup>(12)</sup>このように課税ベースが異なる結果、同じ付加税連脱を目的とする法人でありながら、不当留保利益税を課される法人よりも人的持株会社課税を課される法人の方が優遇されることになるが、この点はおそらく、不当留保利益税が空文であることから、両者のバランスを図るためと思われる。<sup>(13)</sup>

税率は、二段階よりなり、「未分配調整純所得」が一〇万ドル以上の法人は四〇%、それ以下の法人は三〇%である。<sup>(14)</sup>

なお、本税に服する法人は、重ねて不当留保利益税を賦課されることはない。<sup>(15)(16)</sup>

(1) *Libin, op. cit.*, pp. 423—424. 彼はこの税の趣旨を、投資所得は企業の活動的行為とは通常結びつかず、個人投資家により personally に獲得されるものであるから、個人所得税に服すべきである、と説明する。

(2) このことは、税率からも判明する。四〇%、三〇%の税率は、留保利潤一般に対する税率としては高すぎる。この税率は刑罰的、一般予防的效果を目的としたものである。

(3) *Dean, op. cit.*, pp. 80—81; *Lang, op. cit.*, p. 279; *Lathman, op. cit.*, pp. 41—42; *Mertens, op. cit.*, pp. 71—72; *Sherman, op. cit.*, pp. 82, 120; *Sutherland, op. cit.*, pp. 273—274.

(4) *Mertens, op. cit.*, p. 66, n. 2. (c) *Sherman, op. cit.*, pp. 23, 82. は「付加税連脱」を必要としない点で、むしろその「例外」にあたる点である。

(5) 前註(3)参照。

(6) *Lang, op. cit.*, p. 247; *Mertens, op. cit.*, § 39.04, § 39.06; *et seq.*; *Rudlick, op. cit.*, pp. 207—208, 214; *Sherman, op. cit.*, p. 82.

(7) 上院財政委員会はその点を、「不動産事業のほとんど大部分は、小規模同族法人により経営されている。これらの法人は持株会社という以上に営業会社 (operating company) の性格を帯びている。委員会は、かかる会社まで人的持株会社のカテゴリーに含めるのは賢明でないと考える」と説明して、*Seidman, op. cit.*, pp. 398—399. *cf. Lang, op. cit.*, p. 278; *Lathman, op. cit.*, p. 401, n. 36; *Libin, op. cit.*, p. 424, n. 10; *Sherman, op. cit.*, pp. 82—83.」

- (8) 即ち、(c)法人、パートナーシップ、不動産、信託等によって直接・間接に所有された株式は、その株主、パートナー、受益者により所有されたものとみなされ、(d)家族によって所有された株式は個人が所有するものとみなされる。この規則は、社外株の価額の五〇%以上を直接・間接に所有する個人の数を可能な限り少くするように適用される。(e)個人の家族とは、兄弟姉妹(半血族を含む)配偶者、直系尊属、直系卑属のみを含む(Rev. Act of 1934, § 351(b) (1) (C), (D), (E). Cf. Lang, *op. cit.*, p. 275; Seidman, *op. cit.*, pp. 389—400; Sherman, *op. cit.*, p. 83.
- (9) 以上については § 351 (b) (1) の条文全体を参照されたい。
- (10) 下院案は、銀行、保険会社を除外していたが、上院財政委員会は、それを事業の実質的部分が貯金の受領よりなる銀行、信託会社及び保険会社に改めた(野津・前掲書、四一六頁、Lang, *op. cit.*, pp. 274—275; Seidman, *op. cit.*, p. 399.)。
- (11) § 351 (b) (2), (3). 参照、野津・前掲書、四一五—四一六頁、Sherman, *op. cit.*, pp. 83—84. 更に詳しくは、Lang, *op. cit.*, pp. 275—280, 308—309. を参照。
- (12) ④の偶発損失積立金の控除について、上・下両委員会は「この控除の目的は、偶発時のための合理的準備金をかかる法人に認めることである」と述べ、更に⑤について上院財政委員会は「これは、分配がなされる以前に当期利益から支払われねばならない社外債券又は他の債務を有する個人的に所有された法人を、実際的かつ適切に救済するであろう」と述べている。なお、④⑤について下院案は何の制限もおかなかったが、上院財政委員会はこれを「独断的」とし④を「持株会社のチェーンによる租税回避を防止するため」に持株会社からの受取配当を超過する額に制限し、⑤についても「合理的な額」という制限を設けたが、両院協議会で更に「サイズ及び期限に照らして合理的な額」と改められた(Lang, *op. cit.*, pp. 277—279; Seidman, *op. cit.*, pp. 402—403; Sherman, *op. cit.*, pp. 83, n. 98, 99.)。
- (13) Cf. Lang, *op. cit.*, p. 309; Sherman, *op. cit.*, p. 121.
- (14) 税率も下院案は三五%の単一税率であったが、上院財政委員会でこのように改められた。
- (15) § 102 (a). Mertens, *op. cit.*, p. 72, n. 28.
- (16) 法人は、もし凡ての株主の合意により株主が総所得中に彼の割合的持分をも含めた申告書の提出を選択する場合には、本税を免れる(§ 352 (d). cf. S. Lang, *op. cit.*, pp. 275—276; Sherman, *op. cit.*, p. 84.)。

#### 四 三五年法による若干の適用の強化

翌三五年に至り、六月に発表された税制改革教書の中で、ローズヴェルトは「最後に、我々は事業のあらゆる分野における不必要な持株会社を除去することによって、租税による我々の法人税構造の簡素化を押し進めるべきである<sup>(1)</sup>」と述べて、持株会社規制の重要性を示唆した。連邦議会はそれをうけ、先年の三〇%、四〇%の税率では実効性が薄いと<sup>(2)</sup>して、税率を一〇%単位の累進税率とする<sup>(3)</sup>とともに、最初の二〇〇〇ドルまでの未分配調整純所得に対する税率を二〇%に引き下げ、最高税率を六〇%に引き上げることによって、税率構造の適正化を図った<sup>(3)</sup>。しかし、この新税率は、三六年一月一日より適用されることとなった<sup>(4)</sup>。(以下、後述、第三節一に続く。)

(1) Roosevelt, *Public Papers and Addresses*, Vol. 4, p. 272. 野津・前掲書、四三四頁。

(2) Mertens, *op. cit.*, p. 73.

(3) Rev. Act of 1935, § 109 (a). cf. Dean, *op. cit.*, p. 81; Libin, *op. cit.*, pp. 424—425; Mertens, *op. cit.*, p. 73, n. 32; Sutherland, *op. cit.*, p. 275.

(4) しかし、一九三六年の未分配利潤税の実施に伴って、税率は引き下げられ、結局、この税率は適用をみずに終わった(Mertens, *op. cit.*, p. 79, n. 63; Rudick, *op. cit.*, p. 174, n. 22.)。この点については後述する。